

第九十六回 参議院經濟産業委員会會議録第九号

平成三十年五月二十九日(火曜日) 午前十時四十分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

朝日健太郎君
渡辺 猛之君
渡邊 美樹君
石上 俊雄君

補欠選任

中川 雅治君
佐藤 信秋君
関口 昌一君
増子 輝彦君

五月二十四日

辞任

青山 繁晴君
佐藤 信秋君
関口 昌一君
増子 輝彦君

補欠選任

松川 るい君
渡辺 猛之君
渡邊 美樹君
石上 俊雄君

五月二十五日

辞任

松川 るい君
五月二十九日
辞任
松村 祥史君

補欠選任

青山 繁晴君
補欠選任
二之湯武史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

浜野 喜史君

井原 巧君

滝波 宏文君

吉川ゆうみ君

大野 元裕君

石井 章君

委員

青山 繁晴君

北村 経夫君

二之湯武史君

国務大臣

経済産業大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府政策統括官

総務大臣官房審議官

消防庁審議官

農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官

経済産業大臣官房商務・サービス審議官

経済産業大臣官房審議官

経済産業省貿易経済協力局長

資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官

松村 祥史君

丸川 珠代君

宮本 周司君

渡辺 猛之君

渡邊 美樹君

矢倉 克夫君

石上 俊雄君

録呂 吉雄君

真山 勇一君

岩淵 友君

辰巳孝太郎君

世耕 弘成君

廣原 孝一君

山本 哲也君

稲岡 伸哉君

猿渡 知之君

菱沼 義久君

藤木 俊光君

中川 勉君

前田 泰宏君

石川 正樹君

小澤 典明君

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

中小企業庁長官

中小企業庁経営支援部長

国土交通大臣官房審議官

原子力規制委員会原子力規制部長

株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長

東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長

村瀬 佳史君

安藤 久佳君

高島 竜祐君

眞鍋 純君

山田 知穂君

関根 正裕君

小早川智明君

参考人

株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長

東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長

小早川智明君

本日開会に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(よろず支援拠点における伴走型支援の成果と課題に関する件)

(駅ナカ商業施設に対する大規模小売店舗立地法等の適用に関する件)

(第五次エネルギー基本計画案の検討に関する件)

(原子力発電所の再稼働と周辺自治体の同意に関する件)

(商工中金の業務改善への取組に関する件)

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、朝日健太郎君が委員を辞任され、その補欠として中川雅治君が選任されました。

○委員長(浜野喜史君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣府政策統括官山本哲也君外十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浜野喜史君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のため、本日の委員会に株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君及び東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長小早川智明君を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浜野喜史君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

質問の機会をいただきまして、委員長、また滝波、大野筆頭理事始め、皆様の御理解に心から感謝いたします。

謝を申し上げます。本当にありがとうございます。また、大臣、大変お忙しい中ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきますというふうにあります。

もう既に報道にもありますが、まず、米国の自動車の関税引上げについてお伺いをいたします。

五月二十三日、米国商務省が、安全保障を理由に自動車関連の輸入関税を引き上げる検討に入ったというふうに入っております。WTOルール上は、この安全保障を理由とした輸入制限、容認する条項はございますが、客観的事情から見ても、この自動車の輸入に安全保障の脅威というのはいかなる部分があるのか。これが恣意的に使われると、ルールそのものが壊れかねないような危険もはらんでいるかなというふうに入っております。

地元でも、中小企業、昨日もいろんなところでお話もしたんですが、景気は良くなってはいるが、アメリカの動きが見えないというところを不安に思われている方も多くいらっしゃいました。今回のこの動きにつきまして、世耕大臣から、この受け止めと対応についてお伺いをしたいというふうに入ります。

○国務大臣(世耕弘成君) 自動車及び自動車部品の輸入に関する通商拡大法二百三十二条に基づく調査については、これまで、調査に入るといふこととでありまして、具体的な措置が決定されたわけではございません。一部、税率が二五％というふうにも報道されてはいますが、これ、税率も含めてまだ何ら決まっていないう状況でありますので、その影響等については予断を持ってお答えすることは控えたいというふうに入りますが、仮に非常に広範な貿易制限措置が発動されるとすれば、これはもう世界のマーケットを混乱させるとして、WTOに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものでありまして、極めて遺憾であります。

ルールに基づく多角的貿易体制を重視する日本としては、いかなる貿易上の措置もWTO協定と

整合的であるべきだというふうに入っております。

また、日本の自動車メーカーは、米国内でも極めて良質な雇用をたくさん生んでいるわけでありまして。直接雇用で九万人、波及効果で百五十万人と言われていますが、そういったことも、やはり米国の経済に多大な貢献をしているということも非常に重要だというふうに入っております。

あしたから、私、パリに出張しましてOECD閣僚会合に行つてまいります。そのマージンで日米E-U三極貿易大臣会合もセットをされております。そういった場も使いながら、またE-Uとも連携をしながら、今私が申し上げたような考え方をしっかりとアメリカ側に伝えていきたいというふうに入っております。

○矢倉克夫君 調査に入つた段階であり、いたずらに不安をおおすることは我々も慎まなければいけないというところをまず思いました。

パリの方にも行かれる、その場でも、そういう場を使って是非いろいろ発信していただきたいと、改めて大臣にも御期待を申し上げたいというふうに入ります。

続きまして、次の問いに行きたいと思うんですが、農業、まず今、経済産業委員会ではコネクテッドインダストリーズという文脈をずっと議論をしております。今日は農林水産省も来ていただいております。

私も政務官やらせていただいたんですが、働き手がいなくなつてきているこの農業、これを起爆剤を、なるものはやはりICTでありIoTであるなというところをすごく実感もいたしました。その辺りの、農業におけるICT、IoTの必要性、重要性について、農林水産省から御意見をいただきたいというふうに入ります。

○政府参考人(菱沼義久君) 農業者の減少、高齢化等、人手不足が深刻化する中で誰もが取り組みやすい農業を実現するためには、ICTやIoTを導入した、積極的に活用していくことが重要と

認識しております。

このため、農林水産省では、ICTの活用により熟練農業者のノウハウを見える化して新規就農者などが学習できるシステムや、スマートフォンで遠隔操作できる低コストの水田の水管理技術、こういったものを開発して実証導入しているところでございます。

今後引き続き、ICTやIoTの活用により、産学官の連携を密にして、新たな農業を創出するよう積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

今日、資料をお配りしております。これは、NTTグループの農業ソリューション。私も、いろんなところの展示など、幕張メッセなどでやられている農業展示などでもこの取組なども見させていただいたんですが、あらゆるところで情報技術の活用が重要になってくるし、農業分野は、今までのこの活用がなかった部分だけ、イノベーションを起こし得る起爆剤として、今後のICT、IoTの使い方というのは非常に重要になってくるかなというふうに入ります。

例えば、各種センシングシステムなども書かれておりますが、これ以外では自動トラクターなど農業の場合は圃場をこうやつて移動するわけですけど、数センチでもずれるともう駄目になっていくわけなんです。そういう数センチのずれもないようなICTの中で自動運転であったりとか、まさに今後の最先端技術を使うべきは農業であるかなと。

例えば、ドローンを飛ばして、ドローンから各圃場の窒素含量なども全部把握をして、そのデータが飛ばされて、上で、IoT、ネットの関係を通じて、最後はそのデータに基づいて肥料の適切な散布なども全部できる、こういう自動化なども今後研究される農業の分野というのは非常に広範な可能性があるとかなというふうに入ります。

こういうNTTの取組も含めて、これまで労働集約産業であった農業の生産性向上や働き方改革、さらには、ある意味では、今まで農業はとにかく、今までのベテランの人の勘だったり、そういうものが受け継がれないまま来ていたものですけど、そういうものをデータ化して、これから農業を志していく若い人にも見えるようにする。これが担い手育成にも非常に重要であります。

こういう技術、技能のデータ化による伝承など、高齢化の波にさらされている農業の発展に大いに貢献するものであり、リアルデータをつなげるといふコネクテッドインダストリーズの理念にも通じるかなというふうに入ります。

コネクテッドインダストリーズの理念、重点五分野以外、とりわけ農業にも影響を与え得るものとも考えておりますが、改めて経済産業省の見解をいただきたいと思います。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。コネクテッドインダストリーズは、スピード感を持って、具体論に着手しながら成功事例を生み出すということで重点五分野を設定しておりますが、御指摘のとおり、それに限定するものではございません。したがって、農業もその対象となり得ると。

これまで、特にデータ活用を促進する観点から三点申し上げます。一つは、五月二十三日に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業の認定制度及びIoT投資に対する減税措置、二つ目は、データの利用権限に関する契約ガイドラインの抜本的な改正、三つ目は、先進的なAI技術を有するベンチャー企業とリアルデータを豊富に有する大企業とのマッチング及び共同開発の支援、これらは全て農業にも裨益するものだというふうに入ります。

具体例を申し上げます、経済産業省におきまして、IoTビジネスの創出を推進する地域の取組を認定する地方版IoT推進ラボという取組がこ

ございますが、例えばですけれども、北海道の士幌町におきましては、高校を中心に農業IoTデバイスを活用したデータを使って栽培技術とか栽培方法というものを開発して、それを技能伝承とか地域全体の生産性向上につなげていくという例がございます。

また、農水省におかれましては、農業分野におけるデータ活用事例が創出されることを期待しております。積極的に推進していきたいというふうな考えでございます。

矢倉克夫 ありがとうございます。是非、イノベーションを起こし得る分野は様々なところがあると思います。しっかりと取組をしていただきたいというふうに思います。

大臣、先日ロシアへも行かれましたが、ロシアも割と仲裁というのが非常に充実しております。仲裁は、当然和解とは違って、裁判官が担う和解とは違って、仲裁は、仲裁人は誰かということも含めて契約で決めて、その判断を尊重するということではまた違いがあるわけでありまして、今後、国際的なビジネス紛争の解決手段としては、今、グローバルにも仲裁というの注目されておりますし、日本としても注目をしているかなければいけないかなと。裁判に比べて、当然非公開であります。

また、ニューヨーク条約というのがあります。裁判の場合は、海外の財産の執行力というのなかなか限定されているところもあるんですけど、仲裁の場合は、そのニューヨーク条約の下で、百五十、六十か国それに加盟しております。その加盟国の中の仲裁であれば、海外に対して

の財産の執行力というものも確保し得るといえる面でも実は利点があり、今後はしっかりと、特に中小企業ですね。

今、中小企業にとってみたら、この仲裁をしっかりと活用するためには、日本で国際仲裁というのでできる環境整備、人的、物的インフラも含めて非常に重要であるかなというふうに思っております。また、日本の中小企業だけに限らず、将来的に、例えばA国とB国、その紛争を日本の仲裁機関で解決しようというその機運が盛り上がるれば、そういう法的な基盤があるということになれば、その信頼感の下で外国からの投資なども促進し得るというような様々な効果もあるかなというふうに思っております。

ただ、残念なことに、まだ企業の中で仲裁というものの有用性がなかなか周知はされておられません。ここ辺りの周知徹底をまずしっかりとしたいかなければいけないかなと思います。そしてまた、仲裁に関する人材育成ということでも、日本の中でこの国際仲裁センターというものを設置することで、人材育成の場も含めて、非常に仲裁に対する機運を盛り上げていくというところは重要であるかなというふうに思います。

世耕大臣に、国際仲裁の重要性並びに国際仲裁センターの国内設置ということも含めて御所見をいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 今御指摘のように、国際仲裁は、一審で終了するという迅速性、あるいは紛争処理の自身が公開されないという非公開性といったメリットがあるわけでありまして、こういったメリットをより多くの日本企業に周知するために、ジェットロや日本商事仲裁協会など関係機関と連携をして、意識啓発、広報を積極的に進めていくことがまず重要だというふうに思っております。

また、国際仲裁センターの国内設置については、今年五月から大阪で、一般社団法人日本国際紛争解決センターというのによりまして、人材育成などの拠点づくりに向けたパイロットプロジェクトが実施をされているところでもあります。内閣官房の取りまとめでは、その実施状況及びその検証結果を踏まえて今後の在り方について検討していくこととされておまして、経産省としても、関係省庁と連携して積極的に検討に参加してまいりたいと思っております。

○矢倉克夫 仲裁というもののまず周知を是非引き続き。

いろいろな企業の方から聞いても、まず、仲裁というものが何なのかということも分かっていない、メリットもやはり分かっていない方もおります。ただ、先ほど申し上げたようなメリットもありますし、あとは、企業内でも紛争の解決というものに対してのやはり意識がなかなか薄いなどというところもあるかなというふうに思います。そういったものも含めた企業戦略をしっかりと取れるようなことがグローバルで日本企業が勝っていく上でも非常に重要だと思っております。その点、引き続き是非よろしくお願ひ申し上げます。

最後、中小企業、また小規模事業者への支援につきましてもありますが、よろず支援拠点、こちらの相談窓口として設置もされているところであります。

通常の中小企業支援というのは、やはり事業計画書の作成や補助金申請など実務的な支援が多いかというふうに思っておりますが、今後の中小企業にとつて必要なのは、やはり企業や事業者の元々持っている強みや長所を自ら気付かせて伸ばすコーチング、これに徹して、またさらに、販路拡大や新商品開発など、あらゆる選択肢を提示して最良の方法を一緒になつて考えていく、結果が出るまで、売上げが上向くまで何度でも寄り添っていく伴走型の支援であるかなというふうに思っております。

私も、いろいろお話を聞いた、これ、平成二十年八月に開設された富士市の産業支援センター、エフビズというところがありますが、こちらはこの伴走支援で大いに成果を出しております。

今、全国各地でも、開設予定も含めて、北海道から九州まで二十自治体まで広がっているというふうに思っております。

こういった伴走型を更により支援拠点でやっていただくの期待感というのは大きいと思うんですが、経産省が進めているこのよろず支援拠点のこれまでの成果の総括をまずいただきたい、最後、大臣からいただければというふうに思っております。

○政府参考人(高島竜祐君) お答え申し上げます。

まず、よろず支援拠点のこれまでの成果についてでございます。

販路拡大や商品開発など、専門性の高い高度な提案を行う支援機関の役割を担うべく、委員がおっしゃられましたとおり、平成二十六年の六月に、中小企業・小規模事業者の様々な経営課題に対応するワンストップの相談窓口として、全国四十七都道府県により支援拠点を整備したところでございます。

これまでのよろず支援拠点の相談対応件数でございますけれども、平成二十七年約十三万件、平成二十八年約十九万件、平成二十九年約二十万件となっております。年々増加傾向にございまして、多くの方の御相談に利用していただいているものと思っております。

また、平成二十九年の相談者満足度調査というものをいたしました。その結果によりますと、相談者の約六割の方が満足である、約三割の方がやや満足であるというような御回答をいただいております。これまでは比較的高い評価をいただいているものと認識しております。

○国務大臣(世耕弘成君) 御指摘のとおり、よろず支援拠点というのにはまさに伴走型の支援をやるために設置した支援機関でありまして、販路開拓、商品開発など幅広い専門家を配置することで、伴走型で専門性の高い高度な提案を行っていくことが求められているわけでありまして。

こういった機能を充実させるために、例えばタレット端末などを利用して、その町にはないんだけど遠隔で専門家がしつかり相談に乗るなど、よろず支援拠点の相談体制の更なる整備を進めるとともに、地域の支援機関との連携強化も図って、よりきめ細かな相談体制を構築していきたいと考えております。

○矢倉克夫君 伴走型支援の拠点としてのよろず支援拠点に御期待申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

○大野元裕君 国民民主党・新緑風会、大野元裕でございます。

今日は一般質疑ということでございまして、国会初めてであります。与党からは、これまでほぼ前例がないというふうにおっしゃられておられましたけれども、実は、遡ること今の与党が野党であった民主党政権時代には、例えば平成二十四年は三回もやらせていただいております。与党と野党、立場が変わると言うことも変わるものだなというふうに思っておりますが、これからは、政府がやりたいことだけではなくて国民が聞きたいこと、一般質疑においてもやらせていただければいいと思います。与党の皆様にもよろしくお願いを申し上げます。

その上で、もう一つ変わったことがあります。随分認識が変わったなと思つたのは麻生副総理の御発言でございました。公文書の改ざん問題について麻生副総理は、どの組織だつてあり得る、個人の問題だと発言をされました。私も、行政の長たる方がこのような発言を官僚の方にされるのは正直驚かされました。

世耕大臣の認識をお伺いいたします。

安倍政権の組織では、経済産業省も含め、どの組織でもあり得るようなことなんでしょうか、教えてください。

○国務大臣(世耕弘成君) 文書の改ざんというのは、もう当然あつてはならないことだというふう

に思っています。

今回、財務省で改ざんが発生をして、この行政の仕事というのは国民の信頼で成り立っているわけでありまして、その文書の書換え問題が信頼を大きく傷つけたことについて真摯に受け止めなければいけないというふうに思っています。

公文書は国民が共有する知的財産でありまして、当然改ざんなどということが絶対行われないという前提でやっていかなければいけないと思つていますが、一方で、改ざんされないような仕組みづくりも重要だというふうに考えております。

経産省において方が一にもこういつた改ざんといった事案が発生しないように、私自ら先頭に立つて職員の意識改革を図って、経産省における適切な公文書管理を徹底してまいりますというふうに考えています。

○大野元裕君 是非そこはお願いをさせていただきます。

他方で、もしもそういった国民の信頼を裏切るようなことがどの組織だつてあり得るようなことであつて個人の問題だとすると、副総理のおっしゃるように、だとすると、先週、愛媛県が提出した文書で虚偽を述べているのではないかと疑われる個人が二人、経済産業省の中には幹部としておられるということになってしまいました。もしそれが本当だとすると、信頼ができる省庁なのか、国民から信頼が置けると思つていただけるのか、甚だ疑問になつてしまいます。

したがって、この委員会においては、野党側より、まさに今日もそうでしたけれども、元総理秘書官の柳瀬審議官及び内閣府に向向されておられました藤原審議官の出席を求めてまいりました。法案や我が国にとって重要な問題を審議する前提としては、当然、その組織や文書やあるいは発言、これは信頼するという、これをベースにしなければ議論にならないことは事実であります。

そこで、大臣にお伺いをいたしますけれども、与党は、残念ながら今日もまだまらなかつたわけですけれども、柳瀬審議官も藤原審議官も国会に

招致すること、この委員会に出でいただくことについて御同意がいただかず、結局調わないという状況になりました。

そこで、このような、改ざんだつてあり得る、どの組織だつてあり得るといふ安倍政権において、疑問を付される個人が幹部におられる組織の長たる世耕大臣にお伺いしたいと思ふんですけれども、こういった国会内の与党の対応はともかくとして、大臣としては、経産省の信頼を得るためには、お二人には是非国会に来ていただいて疑念に答える、そういった責務があるとはお考えにならないでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) これはあくまでも国会でお決めいただいて、それに誠実に答えるというのが公務員としての立場なんだろうというふうに思っております。

柳瀬審議官も、予算委員会では求められて、国会として、予算委員会として求められたことにはしっかりと応じて、彼も記憶の限り誠実に対応させていたいただいではないかと思つています。

いずれにしても、この委員会の運営については、委員長、理事でお決めいただく話だというふうには思つております。

○大野元裕君 そういうお答えになるんだろうと思つておりましたけれども、少なくともこの委員会においては、経済産業省が、もちろん幹部としての責任を持つている、しかも、今こういつた状況の中で出てくる閣法も審議をさせていただきます、その文書や発言については重きを置いた上で、我々はそれを信頼をして議論をするということが必要でありますので、やはりここで疑問を解いていくということは、私は必要だと思つております。

さて、少しここからは提案型というか、建設的な議論をしっかりとさせていただきたいというふうには思つております。

まず、大臣にお伺いをさせていただきますたいと思つております。それは、駅ナカの商業施設であります。大臣ももしかするとトイレ

トパーバーなどをお買い求めに行かれることがあるのかもしれないけれども、商店街のシャッター街化が懸念をされております。そういった中で、地域の商店街や、特に駅前商店街に対する駅ナカ商業施設の影響というものが指摘をされております。

配付をさせていただきました資料を御覧いただきたいんですが、これ、一番上は東京都の赤羽駅、JRですね、この影響について書いてありますが、この赤羽にはエキユートという施設があり、二千平米という大きなスーパーマーケットのような大きさの大規模商業施設が入っています。これは駅の中ですから、改札の中ですね。周辺の商業施設と実は業種や取り扱っている商品というのは非常に大きく重複しているんです。要するに、中と外で重複をしている。

その上に、駅ナカ立地というののもう特等的な利便性がありますから、そこで商業施設ができて以降、周辺店舗を利用しなくなつたという顧客が多くなつた。これ、顧客側から見ると二割くらい利用しなくなつたと言つています。利用しない理由というのは、これは要するに利便性なんです。利便性が高いから、そこで地元商店街は利用しなくなつたという話であります。

そこで、赤羽駅という話ではありませんけど、大臣にお伺いしたいのは、一般論で結構なんですけど、駅ナカ施設が駅前の商店街等に与える影響をどのように評価、認識しておられるでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、駅ナカ商業施設というのは、駅を利用する、交通で利用している消費者にとつての利便性の高さなども相まって、近年増加傾向にあるというふうに承知をしております。

これが駅周辺の商店街にどう影響を与えているか。今この資料で示していただいたのも一つの影響の分析だというふうに思ひますけれども、一方で、また別の民間の調査では、駅ナカができたことによつて周辺が少しプラスがあつたという

ような民間の調査もあるわけでありませう。

これ、なかなか今定量的に我々の方でも分析はし切れておりませんが、やっぱり商店街というのは郊外のショッピングセンターとまたお客を取り合っているという面があって、やはり駅というのはその駅に付随する商店街もあるわけですから、そういう意味でプラスの方向性もあるんじゃないか。でも一方で、御指摘のように、本来であれば駅を降りてお店で買うものを駅の中で買って、そのままバスとかタクシーに乗ってしまふという面もあるかというふうに思っています。

経産省としては、あくまでも自由な経済活動を前提とした上で、駅ナカ商業施設と駅前商店街が連携をして、消費者に対して利便性の高いサービスを提供していくことで共存共栄を図っていくことが望ましいのではないかとこのように考えておられます。

○大野元裕君 私共共存共栄が望ましいというふうに思っています。

他方で、この資料のグラフ三というところを見ていただくと、これ、先ほど利用客側からの話をしましたけれども、事業者側、つまり商店の方から見ると、売上げが減少したというのは五四％、それからお客さんが減ったというのは六二％。三分の二近くの商店の方は駅ナカの影響があつて、三分の二近くの人たちはもうお客さんがいなくなつちやつたと、こういうふうには言っているんです。

もちろん、基本、商売は競争です。その競争というものは、ただし、時にゼロサムではなくて、お互いに共存共栄、ウィン・ウィンということももちろんあり得ると思つています。したがつて、大臣がおっしゃつたとおり、経産省としては共存共栄というか、これが望ましい、そこは私も全くそのとおりだと思います。

ただ、その一方で、そうだとすると、駅ナカのお店、大規模商業施設と、それから駅の外にある地元商店街との共存共栄の方途を考えたり、ある

いは、少なくともお互いが平等、イコールフットイングに立つた競争というものができなければならぬのではないかと私は思いますけれども、これも大臣に印象で結構ですけどお伺いしますけれども、駅ナカの大規模商業施設と駅前の商店街、あるいは駅前の大規模商業施設でも結構です、これはイコールフットイングに置かれているというふうにお考えですか。

○国務大臣(世耕弘成君) ちょっと役所の用意した答弁とは違う形になるかもしれませんが、これも、まあはつきり言つて、イコールフットイングではないと思つています。

いろんな私も商業関係の雑誌とかもざつと読んでみましたが、駅の中というのは、やっぱり一等地というよりはもう特等地であります。単位面積当たりの売上げも一般の小売店に比べて大体八倍くらいあるというふうには言われています。しかも、駅は基本的には鉄道会社が仕切っている世界で、幾ら小売店が自分で駅を造ろうと思つてもそれはできないわけでありまして、ある種特権的に与えられている面もあるかというふうには思っていますから、これをイコールフットイングだと答えてくれなくなつていますが、感覚としては、少しイコールフットイングとははつきり言い切れない面があるかというふうには思つてい

ます。

○大野元裕君 経産省委員会に来てよかつたなと思つています。大臣の答弁、感謝をいたします。

私もそう思つていまして。ただ、もちろん規制しろというんじゃないんです。商売はもろもろ自由にやつてほしい。でも、規制はする必要はないけれども、ただ、イコールフットイングじゃなきゃいけないというふうにも強く感じています。

そこで、これ総務省の自治税務局資産評価室になるんでしょか、にお伺いをさせていただきますか、お聞きをさせていただきますか、固定資産税等の基準となる評価額算定は、駅前商店街の店舗の評価額算定と平等であるというふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(稲岡伸哉君) お答え申し上げます。

鉄道用地のうち、運送の用に供する部分と、委員御指摘のような駅ナカ商業施設と呼ばれる施設のように運送以外の用に供する部分とを有する建物等の敷地に利用されている土地、これを複合利用鉄道用地と呼びますが、この複合利用鉄道用地につきましては、固定資産評価基準では、当該土地の面積を運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分の面積で案分をし、運送の用に供する部分は沿接する土地の価額の三分の一、それから運送以外の用に供する部分は付近の土地の価額に比準して評価を行い、その両者を合算して当該土地の評価額を求めております。

これは、駅ナカ商業施設と呼ばれる駅構内の高度利用が進む中、駅周辺の事業者からの、駅敷地の評価額が安く、固定資産税の負担が不公平ではないかといった指摘などを踏まえ、鉄道用地全体として整合性の取れた評価方法が検討された結果、平成十九年度の固定資産評価基準の改正において見直しをなされ、現行の取扱いとされているものでございます。

○大野元裕君 ちょっと済みません、確認しますが、要するに、付近の用地の価額を参考に、鉄道用地は三分の一になつていると、評価額が。しかしながら、この三分の一を取りやめたというか、さつき言つた付近のところと同じ額、それを参考とした額になつていということでしょうか。

○政府参考人(稲岡伸哉君) この複合利用鉄道用地については、まず、運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分、これにまず案分をいたします。運送の用に供する部分につきましては、資料でお配りいたしておりますこの二枚目のは、資料でお配りいたしておりますこの二枚目の評価額の算定方法、沿接する土地の価額の三分の一で評価をする。運送以外の用に供する部分は付近の土地の価額に比準して評価を行つて、それを足し合わせる。こういう取扱ひになつてい

○大野元裕君 つまり、沿接する土地の三分の一と、沿接する土地ですね、付近というのは。確認させてください。

○政府参考人(稲岡伸哉君) 運送以外の用に供する部分については付近の土地の価額に比準をするということでございますので、この三分の一というものが乗じられているものではないということでございます。

○大野元裕君 そうなんです。そうだとすると、これ、大臣、ちょっと見ていただきたいんですけど、二枚目のところですね。

沿接する土地、これ、総務省の評価の概要というところから持つてきたんですけど、これ、いろんなパターンがあると思いますが、駅の周りに、いろんな評価もあるし、利用目的もあると思つています。これを足上げて三分の一にすると。

ところが、これ、三分の一をなくしたのが、今の私の理解だと、案分をしたいわゆる複合の用途のところだと思つていますが、ところが、そうすると、随分これ安くなつちやうと私は理解して

います。

駅前の宅地の例えば四百メートルと書いてある超一等地と点で比較するのではなくて、付近の長い用地で評価をしてしまつと、例えば右のずつと下の方にある山林とか、こういったものも足し上げた上でそれを割る、そして三分の一は適用されないということだとすると、これ、公平ではないんじゃないでしょうか。

というのは、先ほど大臣もおっしゃいました、特等的なというふうにおっしゃいました。多分、駅前よりも特等地ですよ。にもかかわらず、この辺の長いものを全部足し込んだものの鉄道用地は三分の一、しかし、それ以外のところは三分の一ではないという状況は、私は不公平にしか思えないんですけれども、そもそも、これ、勉強させていただきますいたんですが、鉄道用地の評価額が低いのは、帯状に細長い形状だと、したがつて利用価値が低い、あるいは土地の利用が鉄道用地に限定されて他用途へは実質的に変換が不

可能若しくは難しい、こういつた理由から下げられていくというのがこの算定のまずそもその議論の始まりなんです。ところが、駅ナカ商業施設はどっちの理由にも当てはまることはありませぬ。それどころか、特等的なものです。

これ、一枚目のところへ戻っていただくと分かるんですが、ちょっと古い資料ですけども、例えば大官のエキュートの場合、坪効率四百万円なんです。周りの商業施設、どれを取っても半分以下なんです。四百万円というのと、当時ですけど、一番日本で売り上げていた新宿の伊勢丹とほぼ匹敵しますから、実は大官だけ、ここだけ新宿の価額が、それだけ取り上げればですよ、それだけ取り上げれば評価されてもおかしくないのに、しかし、随分これ優遇されていいんじゃないか。

駅前商店街と同等若しくはそれよりも特等の立地であるということから考えると、全体を足し上げたものではなくて、その地点、駅の例えば真ん前とか別な評価方法に評価方法そのものを変える必要があると、総務省、お思いになりませんか。

○政府参考人(稲岡伸哉君) 鉄軌道用地一般につきましては、委員御指摘のとおり理由から、資料でもお配りいただいておきますように、沿接する土地の三分の一という形で評価をしておりますが、先ほど来申し上げておりますように、複合利用鉄軌道用地については、まず、運送の用に供する部分と運送の用に供しない部分、運送以外の用に供する部分に分けて、運送の用に供する部分は鉄軌道用地一般の評価と同様の評価でございますが、運送以外の用に供する部分につきましては付近の土地の価額に比準して評価を行うということになっておりますので、私どもといたしましては、駅周辺の土地との均衡が取れた評価額になっているものと受け止めておるところでございます。

○大野元裕君 だから先ほど確認したじゃないですか。鉄軌道用地の周りのところを含めたもので

すかというふうな聞いておるところ、三分の一を乗じていないものでありますという話であれば、元々の基準が安く定められているんだから、その基準の計算方法自体を変えた方がいいんじゃないですかと申し上げているんですけれども、そうではないんでしょか。

○政府参考人(稲岡伸哉君) お答え申し上げます。いわゆる運送以外の用に供する部分は、通常、宅地に相当する、利用されるのが一般的でございますが、実際の評価の運用に当たりましては、複合利用鉄軌道用地は宅地評価における市街地宅地評価法適用地域に存することが多いと思われるので、近接の路線価を基準に評価が行われているものと承知をいたしております。

○大野元裕君 つまり、そうすると、さっきの三分の一を乗じていないという話ではないんですね。そもそも評価の基準自体が違うということですね。

○政府参考人(稲岡伸哉君) 運送の用に供する部分とそれ以外の部分では違うということでございます。

○大野元裕君 そうすると、大臣、少しちょっとまた別な話をさせていただきたい。というのは、もしも目の前の、駅前の特等と比較するんだったら、それはそれでまだ納得ができる話だろと思えます。

実はこれ、もう大臣御存じかもしれませんが、私も、駅ナカの事業は今や、流通業でいうとセブン&アイとかイオンとかユニクロ、これに並ぶ、もう、隠れてはいますけれども、実は日本の有数の、片手の五本指に入る大商業事業体になります。そうすると、普通に考えると、地元商店街との間での議論もさうだし、それからその店舗、商業施設としての周りの環境やあるいは交通、こういったものについても配慮をする必要が出てくるのではないかと、そこに我々印象としては受け

れども、駅ナカ商業施設は大規模小売店立地法の適用対象になるかを議論したいんですが、その前に、この大規模小売店立地法の適用対象に仮に、なるという場合、どんな配慮、あるいはどんな義務、どんな規定が適用されるか、主な事項で結構ですので教えてください。

○政府参考人(藤木俊光君) お答え申し上げます。大規模小売店立地法は、いわゆる商業上の利害調整ということではなくて、今御紹介ございました大規模小売店舗の周辺の生活環境を保持するために必要な配慮を求めるところになってございます。

それで、この中で具体的にということでございますが、一つは交通の問題ということでございます。周辺地域において渋滞等が発生しないよう必要な駐車場の確保を求めるところでございます。例えば深夜、早朝における荷さばきの作業等の面での配慮を求めるところでございます。それから三番目に廃棄物というところでございまして、例えば必要な保管スペースを確保する、あるいは運搬、処理といった作業において必要な配慮を求めるところでございます。

○大野元裕君 ならば、駅ナカ商業施設は一般に大規模小売店舗立地法の適用対象となっておりますか。

○政府参考人(藤木俊光君) 大規模小売店舗立地法におきまして基準面積が決まっております。店舗面積が一万平米を超える商業施設がこの大規模小売店舗の立地法の対象でございます。この要件を満たすものについては駅ナカ商業施設も対象になるということでございます。

○大野元裕君 ならば、もし違っていたら教えてください。ただ、大規模小売店舗の立地法の適用対象となるところが多いと理解をしております。

それは、駅ナカ商業施設の運営事業者がたとえ

単一であるとしても、コンコースごとに区切った、そのワンブロックずつが一つの店舗、別々の商業施設になっているというところの考えから、先ほどの赤羽の二千平米とか三千平米とかあっても、全体ではなくて、これを区切ってそれぞれに適用されるので、駅ナカ商業施設がどんなに大規模になっても適用されない場合もあるというふうな理解をしております。もし違っていたら教えてください。

○政府参考人(藤木俊光君) 先ほど御説明申し上げました大規模小売店舗法の対象施設でございますが、法律第二条第二項の規定によりまして、一の建物というところで一千平米を超えるものというふうな書いてございますが、この面積の算出に当たっては政令で細かい規定がございまして、括弧書きの中に書いてあるんでございますけれども、「建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分」というふうな規定されております。これ、周辺への交通の影響等を勘案する中で、間に公道が入っている場合等はそれぞれ別のもので考えるという考え方でございます。

駅のコルコースについては、通路部分については上記の公共の用に供される道路、誰でも通ることができるということに該当しておりますので、隔てられた部分についてはそれぞれ別の店舗面積ということになっておるところでございます。

○大野元裕君 とおっしゃるが、これ、コンコースがあるからといって、これだけ大規模な商業施設になると、専ら運行の用に供するとか、あるいは公道と同じとは言えないのではないのでしょうか。逆に、商業施設でも、例えばこの近辺だと新小岩の西友とかあるいは浦和の伊勢丹とか、普通にみんなが真ん中通っている、ほぼ公道であります。ところが、そこは分けて考えられておられます。普通に、お店で買うよりも、みんなが通っているところあります。

そうだとすると、床面積の計算の際には、これ

一つの事業体ですから、しかも、これだけ大きく商業用に、コンコースだけではなくて相当奥まった部分のところに入る、つまり、普通に電車に乗るだけではなくて、お店に行くためのコンコースもこれは含まれていると私は理解をしていますけれども、そういったものについてコンコースが、例えば三〇％でもいいです、四〇％でもいいです、ある程度案分されるべきではないのか、そしてそれが総体として考えられるべきではないのかと思えますけれども、そこについてはいかがですか。

○政府参考人(藤木俊光君) 現行の本店立地法の法令上、店舗面積という考え方の中で、先ほど申し上げましたように、道路その他の施設によって、公共の用に供される施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分と規定されておりますので、隔てているその公共の用に供されている施設そのものを案分するというにはなっていないということでございます。

○大野元裕君 政令ではそうならないということでお答えをいたしました、べきかどうかという話にはお答えをいただかなかったと思いたいと思えます。

ならば伺いますけれども、これは消防庁に伺いたいと思えます。ちょっと時間がなくなつたので、質問を少し飛ばしますけど、消防法上、大規模な駅ナカ商業施設は、駅舎内部に必然的に存在する売店、キオスクみたいなものですね、あるいはちっちゃいおそば屋さん、こういったものは機能従属用途、要するに、駅に必然的に付いているものだから、それはもう駅と同じに扱いますという理解です。あるいは、複合用途防火対象物、そうではなくて、例えばそれは駅ビルみたいなものがそうかもしれせん。そうだとすると、これ、駅ナカの商業施設について伺いますけれども、例えば複合用途防火対象物に指定される場合、後者の場合です、先ほどのスプリングラーを設置等の義務が課されると

私は理解をしておりますけれども、こういったコンコース、先ほどの公道の部分ですね、立地法でいえば、そこについてはスプリングラーの設置は義務付けられておりますか。○政府参考人(猿渡知之君) お答え申し上げます。

まず、スプリングラーにつきましては、四項施設と申しておりますが、百貨店、店舗、展示場等につきましては義務がございます。もう一つ、十項施設と申しておりますが、車両の停車場等については義務がございません、一般的には、十一階建て以上は別ですが。

それで、複合施設の場合は、その店舗等るところに着目いたしまして、三千平米以上であればスプリングラーの設置義務があるということでございます、そういう意味では、コンコースも含めて全体の態様を見て適用を考えるとということになっております。

○大野元裕君 そうなんです。ここで重要なのは二つのポイントで、消防法では、コンコースも含めて、商業施設が大きな場合にはこれを全体として見ています。ところが、立地法では、コンコース部分は除いて、一つ一つ分けているから大規模な商業施設には捉えられていない、これがポイント一つです。

そしてもう一つは、これは伺いたいですけれども、先ほど、コンコース、複合施設の場合ですね、店舗に注目しているという話がありました。ところが、駅は一般論で言うと非常に多くの人が利用をされる。コンコースは通路ですから、もちろん退避も含めて、万が一の場合の退避も含めて安全を確保しなければいけないということになっていきます。ところが、このコンコースには、そういった普通のコンコースにはスプリングラーの設置は義務付けられていないんですね。

ところが、これ写真見ていただきたいんです。三枚目になりますけれども、これ東京駅と川口駅で撮りました。これ、いわゆる移動式仮設店舗です。東京駅のところなんかは皆さん御存じか

もしれませんが、新幹線を降りたところに仮設店舗があつて、これコンコースのところなんです、移動式仮設店舗だけ。川口も実はそうなんです。そうすると、これ、上も見てきたんですけど、スプリングラー、私には見付からなかったんですね。そうすると、これ消防庁にお伺いをさせていたいただきたいんですけど、万が一の場合も想定をして、このように可燃物がコンコース上に置かれることは適切か、特にそれが移動用仮設店舗であるにもかかわらず恒常的に置かれているようなものについては、これ消防法上適切あるいは運用上適切とお考えでしょうか。

○政府参考人(猿渡知之君) お答え申し上げます。

実は、移動式の仮設店舗だけに着目しての規制ということになってございまして、当然ながら、それが設置されている場所が駅の一部という扱いはなっている、小規模の場合ですね。あとは、複合用途防火施設の対象物ということであると、管理の方で可燃物の管理や避難経路の確保等を適切に行うということになります、当然ながら、管理者の方で可燃物の管理や避難経路の確保等を適切に行うということであるとか、火災発生時には従業員等による消火器や屋内消火栓設備を用いた迅速な初期消火等の計画、訓練等を重ねることが義務付けられておりますので、当然ながら、そういう場所に置かれる移動式仮設店舗は、そういう避難経路の確保等々について支障がないものかどうかというものについては指導を行うし、また訓練もしていただくということになります。

○大野元裕君 先ほど来、イコールフットイングという話をしていきます。パートやスパーなんかもお客さんたくさん来ます。コンコースはスプリングラー付いているわけですね、そこについては、先ほどおっしゃった百貨店とかスパーについては、だから、もちろん移動経路に物があることは望ましくはないけれども、それでもスプリングラーという設備がある。ところが、駅の場合にはほぼ一年間そこに仮設店舗があつても、そ

こについては、今指導とおっしゃいましたけれども、現実にはスプリングラーは付いていないという状況になっていきます。

これ、指導を是非していただきたいし、そこは現実に従つてしっかりとした措置をしていただきたいんですが、これ経産省も一緒だと思えます。

立地法も一緒で、そこがまさに公道として扱われるのであれば、公道であるという理由をきちんと明確にしなければいけないし、現実の問題としてそれが与える影響、駅前に大きな商業施設がある場合には駐車場が必要になる、あるいは騒音の問題もある。ところが、駅ナカでは、そこに今、駅前の商店街、シャッター街になつちゃうと、そこに買物に実は入場券買つて入っている人がいるんです。あるいは、おじいさん、おばあさん、高齢者の方々にとっては駅前の商店街なくなると逆に不便なんです。我々、駅を利用する、あるいはサラリーマンの方は毎日駅を利用しているから中にあるととても便利なんですけど、ただ、周りの方々にとっては不便になる場合もある。

そういったことを考えると、私はイコールフットイングというのは極めて重要だと思つていきます。先ほど税法の話は若干御説明をいたしましたが、先ほど、立地法の問題あるいは消防法の問題、さらには、先ほどちょっと申し上げましたけれども、駅ナカ立地ということと優遇されているようなもので、イコールではないんだという、大臣もおっしゃいましたけれども、これ、特に消防法なんかは、このまま放つておいて方が一のことがあると政府の不作為とすら言われかねない問題になっていきます。

私も、先ほど申し上げたとおり、規制しろとは言いません。そうじゃなくて、周りとイコールフットイングを持つて、健全な共生とウイン・ウインの関係をつくるということ、それから安心、安全に責任を持つてということも大事だと思つているので、現状に目を向けて、大臣、立地法の適用の範囲はこれ政令でできますから、こういったところについては検討を加えてい

くべきではないかと思いますが、いかがでございますでしょうか。
○国務大臣(世耕弘成君) 今回答弁するに当たって、私もいろいろ勉強いたしました。大野委員も非常に広範にわたって勉強されているわけであり

私は、当然、これルミネと比べても坪売上げ倍、一般の小売店に比べて八倍と、圧倒的に有利な特等地にあるということで、いろんなクレームとか要望が来ているんじゃないかというふうに思つて省内確認したんですが、商店街連合会とかそういうところから全く、ほぼ全然来ていない。平成十九年よりは固定資産税は不公平だということまで来ていたんですが、平成十九年の固定資産税の計算法改定以来はもうほぼびびつたと要望とか不満は余り来ていないという状況です。

ただ一方で、今お話を伺つていて、小売業者の方も実態詳しく分かっていないのかも分からない。大店法上の扱いとか消防法上の扱いとか、固定資産税の細かい計算の仕方まで理解していないのかも分かりませんので、そういうことはちよつとよく業界とも情報を共有しながら、そして駅ナカ商店街というものが本当に実態どうなっているのかということもよく把握をして、必要があれば関係省庁と連携をして対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○大野元裕君 今日時間がないのでこれで質問はやめておきますけれども、実はたばこ税とかそういういった事業税の問題とかもありますし、まさにおっしゃるようには分からないところが多いんです。昨日も実は私の地元の商店街の方々と話して、いや、実はあしたこんな質問をするんだけどつて話をしたら、そうなんだよという話が実は出てくるんですね。だけど、何が平等か平等じゃないかすら分からない。

大店法の場合、建蔽率の問題もありますけれども、いろんな制限が掛かる。これ規制ではないんですけれども、そういう中で彼らは長年掛けて

共存共栄を図つてきたというのが現実の問題なので、一朝一夕に駅ナカの問題が解決するとは思いませんが、駅ナカの人たちにとつてもいい、それだけ地代を払つても入りたい、それが逆に地域にも還元されて駅前のシャッター街、残念ながら少子高齢化でいろいろ消費意欲も下がってきますけれども、それでもお互いにウイン・ウインとなるような方向性を実現は見付けていくのが、町中三法もそうでしたけれども、政府の私は役割だということに強く思つておりますので、そのことを最後に指摘をさせていただきます、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。
○真山勇一君 立憲民主党・民友会の真山勇一です。

今日は、エネルギー政策についてお伺いしたいというふうに思っております。

現在、エネルギー政策の見直しが進められていて、これをまとめた第五次エネルギー基本計画というのが近く決まると伺っています。この第五次エネルギー基本計画の中身について、何点か伺つていきたいというふうに思っております。

この中で、私、一番ちよつと注目をしたのは、やはりこの言葉です。再生可能エネルギーを主力電源化するというその内容がこの第五次エネルギー基本計画の中に盛り込まれると伺っています。再生可能エネルギーが主力電源化というのは、これは初めて打ち出したものというふうに伺っております。これまで、やっぱり再生可能エネルギーの進み具合というのは非常に注目をしていたわけですが、このエネルギー計画の中でもこれを新しく注目させたということ、大変今回の第五次エネルギー基本計画というのを私、決まるのを楽しみにしているんですけれども、ただ、その一方で、これまでどおり原発というのを重要なベースロード電源というふうに位置付けております。

せっかく、いろいろ今世の中大きく動いてきて、新しい状況が出てきていると思うんですが、

従来の目標が維持されたままということになって、特に電源構成ですね、これについては第四次のところでも書かれているのと全く同じ数字になっているということ。第五次エネルギー基本計画の素案、これ、新しい時代を目指したもののなかから、やっぱり新しい目標を設定してもよかつたんじゃないか、そういう声も聞かれます。

そんなことから、なぜ、今回再生可能エネルギーについての新しい指摘がある一方で、これまでの四次エネルギー基本計画の中身の例えば電源構成だと同じ数字をそのまま踏襲したということ、その辺の理由をまず聞かせていただきたいと思っております。

○政府参考人(小澤典明君) お答え申し上げます。

委員御指摘のいわゆるエネルギーミックスでございます。これは二〇三〇年を目標とするエネルギー政策の方針として3EプラスS、安全性の確保を大前提に、経済性、そして気候変動の問題に配慮しながらエネルギー供給の安定性、こういった政策目標をバランス良く同時に達成する姿勢としてお示ししているものでございます。

その上で、昨年八月から経済産業省の審議会におきまして、エネルギー基本計画の見直しについて委員の皆様にご議論いただきました。その中で、エネルギーミックスにつきましてはまだ道半ばの状況でございます。まずはエネルギー源ごとの施策の深掘り、あるいはその対応の強化により課題を克服して、現在お示ししている電源比率など、その確実な実現へ向けて取り組んでいくことが重要というようにされたものでございます。

例えば、委員御指摘の再生可能エネルギーにつきましては、エネルギーミックスの二二から二四％の水準に對しまして一五％の実績、水力を除けば七％の実績ということでございます。太陽光を中心に伸ばしてございまして、コストの低減あるいは系統制約の克服、調整力の確保などが課題でございます。原子力につきましては、二二

二から二〇％の水準に對しまして二％の実績でございますが、直近におきましては、これまで再稼働を果した炉が八基まで来ております。順調に進めば玄海四号機の再稼働というのが近々にございまして、九基になる見込みでございます。引き続き、安全最優先の再稼働が課題などとさせていただきます。

こうした議論を踏まえて、先日お示したエネルギー基本計画の案では、3EプラスSの原則の下、エネルギー政策とそれに基づく対応を着実に進め、二〇三〇年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すというようにさせていただきます。

○真山勇一君 まだ道半ばであるという、そう言われれば確かにそういう面もあるというふうに思っておりますけれども、その二〇三〇年のエネルギー比率、今答弁いただいたように、原発の比率が二〇から二二％ということなわけですね。

ここで、今、再稼働が現在八基で、これ間もなく九基になるだろうということだったんですが、今現在の原発、東日本大震災と福島第一原発事故が起きたときは原発は五十四基というふうに伺っているんですが、現状は、今この原発というのはどんな状況になっているんでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。

現在稼働中のものは、先ほど委員からも御指摘をいただきましたように、八基となっております。原子炉設置変更許可済みのものが六基、新規制基準への適合性審査中のものが十二基、未申請のものが十二基ということでございます。

○真山勇一君 廃炉は何基になりますか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。廃炉決定済みのものは十八基ということになってございます。

○真山勇一君 ありがとうございます。

あの東日本大震災、福島第一原発のときは全部が一回止まったわけで、それから見ると、再稼働が八基、間もなく九基というふうなことで、すし

大きな動きはまたやはり原発の再稼働に向かつて進んでいるのかなというふうなちよつと印象も受けるんですけども。

これは世耕大臣にお伺いしたいと思うんですが、原発の比率を二〇から二二%を維持するというためには三十基の原発を動かさなくちゃ駄目だということ言われております。私、いただいた資料によりますと、去年の十二月の衆議院の経済産業委員会でも大臣が、この三十基動かすことが可能でそれは達成できるという答弁行っているんですが、これはこういう認識でお交わりございせんか。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、このエネルギーミックスの数字というのは、何もこの原発を動かしますとか何基動かしますとか、それは原発だけじゃなくて火力発電とか風力発電とか、そういうのを積み上げて作った数字ではないんです。

逆に、きちっと政策的な目標を作って、まず自給率、今多分七%とか八%だと思えますが、これを二五%ぐらいまで持つていく。電力コスト、電気が代がやはり震災前に比べて非常に今高くなっているわけですから、これを少なくとも今よりは下げていくということ。そして、今パリ協定での我々目標も、二〇三〇年の目標を掲げているわけでありまして、欧米に遜色のない温暖化ガス、CO₂の削減目標をしっかりと実現していく。

この大きな三つの目標に、さらに省エネをしっかり進めるといふこと、そして原発依存度を可能な限り下げていく、こういうことをぐつと混ぜていられるパラメーターでバランスを取った上で、例えば、風力を入れればCO₂は減るわけですが、電気代は上がっちゃいます。あるいは火力を入れると今度コストは下がりますが、自給率も下がるしCO₂は増えと。そういうものをいろいろバランスをしながら二〇から二二という数字を、原発に関しては二〇から二二だという形で作っていったわけです。

ただ、その二〇から二二という数字が全く実現不可能なものでは駄目ですから、じゃ、これ本当

にどうなんだろうかということ、これ後になつて検証をしたのが今お話ししたの原案を何基という話でありまして、これも二〇三〇年時点、エネルギーミックスというのは二〇三〇年が目標ですから、二〇三〇年時点までまだ運転から四十年たつていない原発が二十三基あります。これが全部稼働すると一七%になります。一方で、四十年経過している原発十九基がありますが、これを全て運転延長すると二八%、稼働率も八〇%に高めるという前提になります。そうすれば大体一七から二八ということ、今申し上げた二〇から二二というのはその間にはまっていますということ、一応達成可能という説明をさせていただいてるわけでありまして。

繰り返しますが、二〇から二二は、何も原発これとこれとこれを再稼働させる、何基再稼働させるということを前提にしている数字ではないということ、御理解いただきたいと思えます。○真山勇一君 よく分かりました。ただ、その目標としては数字が出ています。

それで、大臣の答弁の中でもその三十基、いろいろ動かし方はあると思うんですが、三十基という数字は出ていますけれども、ちよつと現実を見てもみると、かなりやっばり今原発再稼働をするということは難しい。つまり、やはり東日本大震災以前と以降では原発に対する考え方というのものが大きく変わってきているのではないかと、いふように思うんですけど、例えば、新安全基準でなければやっばり認められないとか、それから、やっばり東日本の教訓として、地方の地元の特に自治体は避難計画というものをとても重要視しています。新潟なんかもやっばりそういうことで、今問題が続いているということになっています。

それからあと、やはり日本の自然的な立地条件として、幾つかの原発は活断層の上にあるといふふうにも言われております。また大きな地震がいつあるかも分からないといふような状況の中、本当に安全に原発が再稼働していただけるかどうかという不安というのはやはりあると思うんですけど、

すね。そうした現実のことを考えると、やっばり今大臣おっしゃった三十基というのは結構ハードルが高いと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) ですから、その三十基を積み上げてエネルギーミックスを作ったわけではなくて、コストを下げる、自給率を上げる、CO₂を下げるという計算の中で、結果としてその他の電源も含めて比率が出てきて、原発については二〇から二二になっているというわけでありまして。

再稼働については、この二〇から二二を達成するために、いついつまでにどれを再稼働するという立場には我々は立っていません。これは、あくまでも新規制基準をクリアして地元の御理解をいただきながら再稼働をしていくということでありまして、このアプローチとエネルギーミックスというのは少し分けて考えておく必要があるんだらうというふうな思っています。

○真山勇一君 やっばり震災以降、現状を見てみると、原発が現状では八基動いているということ、特に大きな、例えば産業界用としても、それから民生用にしても、電力が不足しているという、そういう声はもちろん聞こえてきませんけれども、もちろんそのために電力会社が努力をしているということも分かりますが、やはりそれは、その中でいろいろなやっばり新しいエネルギーについての傾向が出てきているんじゃないかなというふうには私は思っています。

まず、私がお配りした一枚目のブルーとオレンジの棒グラフが書いてある資料を見ていただきました。これは、資源エネルギー庁からいただいたものです。実は左上に書いてある数字をこれグラフ化したんで、どちらが見やすいかというところ、ちよつと左上の数字を見ていただきたいんですけど、これは電力総需要、二〇一〇年から一六年まで、それから電力十社の販売電力量、それから今注目され始めてきている新電力というものの販

売電力量がどのぐらいの量になってきているのかなというふうなことを、資源エネルギー庁の資料を作っていたら、いただいたものです。

この数字をグラフ化したものが下のグラフなんです。この数字を見ていただくとお分かりのように、電力総需要とやっばり減ってきているわけですね。それから、その一方で、ですから当然電力十社の販売電力量も減っている。だけれども、見ていただきたいのは、右側のその新電力の販売量ですね。これ、劇的にここへ来て増えてきている。

やっばり、最近テレビなんかのコマーシャルとかいろいろところで見ている、新電力のそういうコマーシャルも何かあるようだし、新電力、本当にどこまでやれるのかなという、そういう懸念もありましたけれども、こうやって見ると、新電力捨てたもんじゃない、侮れないというくらい大幅に増えてきているということですね。

これ、十社と新電力の電力量を足すと総需要に足りなくなっていますけれども、これは資源エネルギー庁に説明を求めたら、これは自家発電とかそういうものがあるのでそういう分でカバーしているんであって、ですから、取りあえず必要な量はこうやって何とかカバーできてきているというふうなことを言っています。

これだけやっばり新電力というのが伸びてきているというのは、意外といえば意外な感じもしないではないというふうな思っています。だけれども、このままでいけば、これ、かなり新電力というのはいくらも増加していくという可能性は十分にあると思うんですけど、いわゆるエネルギーの地産地消ですとか、それから比較的既成の電力会社より電気料金が少し安いとか、それから人によつては自然に優しい再生可能エネルギーを使っているからとか、そういうことで新電力に変える方が増えているというふうな言えると思うんですけど、

こういう状況を見ると、やっばり新しい一つの

エネルギーの動きが出てきているということがあれば、今回の第五次エネルギー基本計画でやはりこの辺りを是非組み入れて、原発、先ほどから御説明は聞いていますけれども、この辺り本当に、原発このままだというよりも、こうした自然エネルギーの方をこれから重視していくというような考えというのは今回持っておられるのでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。

まず、委員御指摘のとおり、全面自由化を二年前に実施いたしました、それに先立つ二〇〇〇年からは部分自由化も開始いたしました、そのようなか中で新電力の比率が上がってきている、着実に増加しているのは事実でございます。

他方、この新電力というものの電源でございますけれども、新電力は、自ら電源を持っているような比較的大きめの新電力もありませんけれども、旧一般電気事業者、いわゆる大きな電力会社の電力を調達して、その電気を売っているという新電力も多くございます。実際に、常時バックアップという形でバックアップ電源としての電力を大手の電力会社から供給をされて新電力が販売しているという状態もございませぬ。

したがって、電力十社の販売部門の販売量がトレンドとしては下がっているわけでございますけれども、だからといって、一般電気事業者が持っている発電能力が要らなくなると、こういうことではないということは御理解をいただければと思います。

新電力の中にも、今御指摘のあったような再エネの電気を売っている会社もありますけれども、マーケットから調達をしてその電気を売っている、若しくは相対で再エネ以外の火力電気を売っている新電力もいます。先ほど申し上げたように、一般電気事業者、大手から調達している新電力もいるというように、市場整備を国としてもしっかりやりたいということで考えているところ

でございます。

もちろん、再エネにつきましても、先ほど御指摘いただいたように、エネルギー基本計画の中で主力電源化を目指していくというようなことで今御議論をいただいているわけでございますけれども、しっかりと再エネ自体の導入促進ということも様々な取組を進めさせていただきたいと、このように考えてございます。

○真山勇一君 その一方で、もう一つ現実の問題をちよつと指摘させていただきたいのは、再生可能エネルギー、やつぱりこれは本当に原発に比べるとなかなか効率率というのが悪くて、なかなかこの辺がネックになっているということもありません。安定供給をどうやっていくか、これが大きな問題だということには思っていますけれども、ただ、今現実を見ていると、再生可能エネルギーの方も飛躍的にいろいろ進歩というか、革新的な技術開発が進んでいるということがあるわけですね。

二枚目の太陽電池の変換効率の推移というのと風力発電の大型化と発電コストの推移という表を見ていただきたいんですが、やつぱり太陽電池の場合は、現在使っている太陽光パネルというのは大体熱効率が二〇%ぐらい、良くてももう二二、二ぐらいと言われていますけれども、最近これ見えていますと、二〇一七年ではもう二六・七まで上がってきているということで、このシリコン系太陽電池のパネルも飛躍的にやつぱり熱効率が良くなつてきているということがよく分かります。

これが良くなればなるだけやはり太陽光発電の不安定さも多少は解消されてくるというふうに見えると思えますし、下の風力発電を見ていただくと、これはプロペラ、ローターを大きくすれば当然発電量を大きくするというところで、技術革新で大大大なこのローターの風力発電の設備が出てきているということが言われています。

ただ、大きなローターというのはいろいろ逆の問題もあるかもしれませんね。それだけ音、例えば低周波の音が大きくなるとか、それからロー

ターが大きくなる、プロペラが大きくなるんだからやつぱり場所をきちつと確保しないと駄目だとか、立地条件がいろいろあると思えますけど、でも、確実にこういうふうな自然エネルギーのいわゆる設備というのがどんどん進歩をしてきているというふうな言われるわけですね。

それからもう一枚、最後の写真を見ていただきたいんですが、これが、私もちよつと今回、エネルギー、今どのくらい、どういう技術革新が行われているのかということでもネットで拾ってみましたら、上の写真見てください。これが実は風力発電の設備なんです。羽根のない風力発電機、これはスペインの会社が開発したものでございます。

仕組みは、新しいもので、多分、世耕大臣はこういうもののお好きだからよく御存じかもしれませんが、何か空気の流れを利用して、ローターを回すんじゃないかと、何かこの柱の根元にある磁石で電気を起こすという、そういう画期的な仕組みですね。高さがこれ三メートルぐらいでいいんだそうです。

ただ、この写真みたいにくらべているものが、三メートルのただ柱が立つて立っているところとちよつと異なる雰囲気もしますけれども、例えばこの下の土地を公園にするとか、いろいろ利用で風景変えれば、これもまた一つの何かモニュメントになるような気もいたします。

それから、下を見てください。これは、オランダといえば風車で有名なところなんです、オランダで今実験をしている風車がない風力発電装置ということ、これ大きなアーチの二つのドーナツみたいなのがありますけれども、その間が空洞になっていて、そこを通る風によって電気が起こるような、そういう仕組みになっているというふうな言っております。

この周りの大きなアーチは利用価値があつて、例えばジェットコースター造るとか、それからホテルとかレストラン街、ショッピング街を造ることのできるんだということを言っております。

これ、高さは百七十四メートルというから、かなり大きなものですから、遠くからでも見える。横にあるビルなんかと比べると大きさは分かると思うんですけども、そういう形のものも今オランダで考えられているということですね。

これらはまだ今実験の段階であるいは実験の段階ということなので、まだ実用化にはこれから先があると思うんですが、こういうものもいろいろあるわけですよ。きつと、世耕大臣、これ以外にも、いや、実はこんなものがあるんだというのを探し御存じかもしれませんが、私はこんなものを探して、こうしたものの何かを日本も積極的に考えるということ、必要じゃないかというふうに思っています。

○國務大臣(世耕弘成君) おっしゃる通りに、再生可能エネルギーについては、まず、その発電技術そのものを高効率、低コスト化していくということが重要ですね。

もう一つは、やはりどんな風が吹くところでも、どんな太陽がかんかん照りのときでも、風がやんだり曇つたりということがあつていなくても、これ必ず調整力というのが必要ですね。今のところ、これ残念ながら再生可能エネルギー導入の先進国であるドイツでも、ここは石炭火力に頼っている。日本でも調整力はやはり石炭火力になつてしまつてという面があるわけでありまして、これをどう調整力を開発していくか。

発電自体の効率を上げていくことが重要だと思つていまして、例えば、その発電の高効率、低コスト化という意味では、太陽光については、日本発の技術として低コスト化やパネルの軽量化が期待されるペロブスカイト太陽電池というふうな、こういう技術開発が行われているところでありまして、これは、高効率化だけではなくて軽量化が実現すると、例えば、メガソーラーだけではなくて、これまで建物の強度の関係から建物の上に設置できなかったようなところにも太陽光パネルが

設置できるというようなことも起こってまいりません。

一方で、調整力という意味では、やはり蓄電ということになるわけですが、現段階では非常にコストが高いため、大型蓄電池については、二〇二〇年までに、今、揚水発電という形で水力を上保持して、それでいざ風とか太陽が止まったとき下ろすというやり方をやっています。この揚水発電と同等の設置コストに低減するための技術開発を行ってまいります。

あと、家庭や工場に置かれる蓄電池については、二〇二〇年からの自立的普及を図るべく、年度ごとの目標価格を設定して、その目標価格を下回った場合に限定して導入を支援するというようなこともやっています。さらに、将来はやはり太陽光や風力で発電した電力を水素に置き換えるパワー・ツー・ガスの技術も有効だというふうに思っております。水素製造の高効率化の研究ですとか、あるいは福島県の浪江町で再生可能エネルギーから水素を製造する世界最大級のCO₂フリー水素製造プロジェクトを進めているところでもあります。

こういったところから、国産の技術でも再生可能エネルギー、しっかりと前へ進めてまいりたいというふうにご考えております。

○真山勇一君 ありがとうございます。時間になりましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。まず、五月十六日に取りまとめられました第五回次エネルギー基本計画案について質問をいたします。

力二〇％から二二％の実現を目指し、必要な対応を着実に進めると明記をいたしました。

世耕大臣は、先週の衆議院の経済産業委員会では我が党の笹井議員の質問に対して、機械的な試算としながら稼働率を八〇％とし、運転開始から四十年未満の炉、全てが稼働すると原発比率は一七％、四十年超の炉を全て運転延長すると二八％となる、安全最優先の再稼働と一部の炉の運転期間延長により達成は可能と答弁をいたしました。

今日、資料にお付けいたしましたけれども、過去四十年間の原発の設備利用率、つまり稼働率の推移をまとめたものでありますが、これを見ると、これまでの稼働率の総合平均というのは六七・五％であります。大臣おっしゃるように、二八％のうち一・一％、これは四十年超の炉を運転延長するという計算になって、これ実に四割ということになります。四割もの炉が四十年超の老朽原発ですよ、老朽原発。しかも、これまで平均六七・五％しか稼働できていないのに、これ八割の稼働といつて大丈夫なんですか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。

まず、大前提といたしまして、先ほど大臣が御答弁いただいたとおり、このミックスは、安全性の確保を大前提に三つの具体的な目標を同時に達成するという導き出しのものでございます。したがって、具体的な稼働率を設定したりしたのではなく、個別の原発の稼働率の状況を積み上げて策定したものでございませぬ。

稼働率八〇％につきましては、例えばでございますけれども、アメリカで、一九七九年のスリーマイルアイランドの原発事故の反省を踏まえて、事業者が集まって安全性、信頼性の向上を目的とした組織を設立し、こういった枠組みの中で、現場における良好な取組事例の共有や改善点を相互に指摘するといったような活動を続けることによりまして、大きなトラブルの発生件数が十分の一に減少し、一九八〇年代には五五％であった稼働率が二〇〇〇年代には九〇％まで向上したとい

た事実もございませぬ。

こういった認識の中で、我が国におきましても、産業界におきましては、こういったアメリカの取組なども参考にいたしまして、原発の安全性、信頼性を向上させていくために、現場やマネジメントの取組につきまして原子力事業者間で相互のレビューと指導を行う原子力安全推進協会、いわゆるJANSIを創設し、また、先進的なリスク評価手法の研究開発と原子力事業者への導入の支援を行う原子力リスク研究センター、いわゆるNRRRCを創設するなど、産業大で信頼性向上につながる共通の課題を設定いたしまして、効果的な対策を検討、普及させていく新たな組織づくりに進めるなど、自主的な取組も進められている状況でございます。

こういった安全性、信頼性の向上を目指す取組を続けていくことによりまして稼働率を八〇％に向上させていくことは可能だと、このように考えてございます。

○辰巳孝太郎君 いや、私は、可能かどうかというよりも、これ要するに、より危険な原発を動かしていくということなんですよ。

アメリカの例をおっしゃいましたけれども、二〇〇〇年代という話ですが、これ世界的にも、もちろん電力会社からすれば稼働率が高い方がもうけが出るわけですよ。日本だってそれはやっています。ただ、二〇〇〇年代、これ日本で見てもやっぱり七割なんです、せいぜい、平均してみると、ですから、これ八割目指すと政府が言うことは、より危険な原発を動かしていくという宣言にはほかならないと思えます。

これはとんでもない話だと思わぬですね。大臣、計画案では、これ二〇五〇年のシナリオについて、再生可能エネルギーや水素、CCS、原子力など、あらゆる選択肢を追求する、エネルギー転換、脱炭素化を目指した全方位での野心的な複線シナリオを採用するなどとしております。これは、要するに、三十年後も原発を維持するという可能性を残したということではないですか。

○國務大臣(世耕弘成君) 新たなエネルギー基本計画の素案においては、二〇五〇年に向けた原子力については、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原子力依存度を低減するとお示しをしております。

まず、再エネについては、FIT制度による補助からの早期自立、送配電ネットワークの再構築、水素、蓄電、デジタル技術による調整力の脱火力依存といった本質的な課題に対応することによって、経済的に自立し脱炭素化した主力電源を目指すことにしております。

一方、原子力については、福島事故を経験した我が国としては、安全を最優先して、再エネの拡大を図る中で可能な限り依存度を低減するとの方針は維持しながら、実用段階にある脱炭素化の選択肢として、社会的信頼の回復に向けて人材、技術、産業基盤の強化に直ちに着手をして、安全性、経済性、機動性に優れた炉の追求、そしてバックエンドの問題の解決に向けた技術開発を進めるべきとなっているわけでありませぬ。

このように、再エネ、原子力を含むあらゆる選択肢について技術、イノベーションの可能性を追求していく必要があるかというのは、現段階では、二〇五〇年、まだ不明確なわけでありませぬ。よって、こうした各選択肢の関与目標や相対的重点度合いについては科学的レビューをしっかりと行って、見極めた上で判断していくということにしております。

いずれにしても、この素案の方向性について、五月十六日の審議会ではおおむね認識が共有されて取りまとめが行われ、現在、パブコメに付しているところでございます。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、可能性は残したということだと思わぬですね。可能な限り低減というんだつたら、もうゼロにすべきですよ。政治がやっぱり原発ゼロをこれもう決めていくと、これがやっぱり求められているわけで、これは可能性を残しているからこそ、例

えは本年三月三十日の第八回エネルギー情勢懇において日立会長の中西宏明委員、中西さんは次期の経団連会長に内定をされている方でありましてけれども、以下のように述べておられます。福島は大変に重い現実であるということをご否定は一切しませんが、もうそろそろ好きだ嫌いだというような観点で議論するのから脱したい、原子力は可能な限り低減するという制限は、私はやっぱりちよつと非常に抵抗感を感じますと、これ委員が言っているんですよ。だから、可能な限り低減どころか、福島事故の被害とか賠償とかを事実上脇に置いて、福島事故の原因究明もまだ途上な中で原発推進を加速、継続しようという意図があらからさまに表れた重大発言だと思ふんですよ。

政府が後押しするイギリスへの原発輸出プロジェクトを進めているのも、これ中西さんが会長を務める日立であります。今日の報道では、このプロジェクトに対して、資源エネルギー庁が日本政策投資銀行に七百五十億円の融資を要請したということも報道されているわけですね。

こうした中で、政府は二〇三〇年の位置付けも変えずに、さらに二〇五〇年も事実上原発維持という計画案を示したわけでありまして。これは、私も、こういう二〇五〇年の、二〇三〇年、五〇年も含めたエネルギー基本計画はこれ絶対決定すべきでないということをごきちつと申しておきたいというふうに思っています。

この政府の原発固執、再稼働推進のメッセージに呼応して、特に最近再稼働をどんどん進めているのが関西電力であります。関西電力は、今年に入ってから、三月に大飯原発三号機を、今月四号機を再稼働させました。昨年再稼働した高浜三、四号機と合わせて、福井県内で隣接する四基が同時に運転することになります。新規制基準の下で再稼働した五原八基のうち、関西電力が半数を占めるということになります。

私は、昨年十二月に福井県に行きまして、大飯、高浜原発の立地自治体、周辺自治体であるおおい町、高浜町、小浜市、若狭町の住民の方々から

直接話を伺ってまいりました。口々に語られたのが、立地自治体ではないが原発に近接しており、事故が起きたら直接被害を被る周辺自治体住民の皆さんからの再稼働反対の声であります。小浜市の内外海地区は、おおい町にある大飯原発から半径五キロ圏内にあり、若狭湾の対岸挟んで原子炉の屋根がくつきり見えるほどの近さにあります。東京新聞が今月の大飯原発四号機再稼働前に小浜市で原発から半径五キロ圏、PAZ内にある全戸を対象に実施した意識調査、今日、二枚目の資料に付きましたけれども、ほぼ半数が再稼働に反対をされております。八割以上が廃炉を求めているということも分かりました。反対理由は、やっぱり避難計画に不安があると挙げた人が最も多かったわけですね。こういう小浜市のような立地自治体ではないんだが原発に最も近い住民の声というのは、これ反映させる、再稼働駄目だということもそれを反映させる仕組みそのものがないということなんですね。

三月二十九日に、日本原子力発電、原電は、東海第二原発の再稼働や運転延長に関し、東海村のほか半径三十キロ圏内の五市から事前同意を得るとする新たな安全協定をこれ締結をいたしました。立地自治体だけではなく、五市の一つでもこれは反対すれば、これ再稼働が事実上できないということになるんですね。

大臣にお聞きしたいと思うんですけど、先ほど触れた東京新聞の意識調査に対して、これ小浜市の七割近くの住民がこの同意権が必要だということも答えているんですね。東海第二原発の例のように、これ少なくても、緊急時の避難計画の策定が義務付けられるような半径三十キロ圏の住民に再稼働の同意権を与えるのは私は当然だということに思っていますけど、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 先日の東海第二原発に係る安全協定は、電力会社と自治体が任意に締結したものであると認識をしております。安全協定の考え方としては、立地自治体の立場が尊重されることが基本と理解をしておりますけれども、各原子力発電所ごとに各地域の経緯や事情は様々でありまして、地域によっては以前から実質的な事前了解の対象に三十キロ圏内の周辺自治体も含むケースがあるなど、その内容や範囲は必ずしも一律に定まっているものではないというふうに認識をしております。

したがって、今回の東海第二原発のケースが特別というわけではなくて、電力会社と自治体の信頼関係の下、その地域の実情に応じて新たに安全協定等を締結したものと認識をしております。なお、地元自治体の同意は、法令上、再稼働の要件とはなっておりません。

いずれにせよ、各電力会社においては、自治体との信頼関係を大切にしながら必要な対応を誠実にを行うことが重要だと考えております。

○辰巳孝太郎君 いや、少なくともこれ本場に必要だと思っております。

今、関電は、建設から四十年を過ぎて原子力規制委員会が二十年の運転延長を適合とした高浜一、二号機についても、来年秋の再稼働を目指して対策工事を進めております。

二〇一六年の八月の二十七日に実施された大量の放射性物質が放出される過酷事故を想定した広域避難訓練、これが行われたんですけれども、ここでとんでもないことが起こっちゃったわけですね。ヘリコプター二機による訓練を予定していたんですが、これ悪天候によりまして、このうち一機がこれは出動できないということになっちゃったわけですね。陸上自衛隊のヘリが飛ばなかった、船も動かなかったと。道路を使うということになりましたけれども、結局、これ原発に向かって避難すると。半島の付け根部分に高浜原発がありますから、これ道路一本しかないということでもない事態が起こってしまったわけでありまして。

その二か月後の十二月の十八日にこの音海地区の自治会は、一自治会ですよ、一、二号機の運転延長に反対する意見書を探取をして、関電と町、県に提出をしたわけでありまして。これ、避難訓練

そのものがもう成り立っていないわけですよ。これは不安だと、当然の話だと思ふんですね。政府に聞きますけれども、避難訓練を受けて、二〇一七年の十月の二十五日に、この高浜地域の避難計画を取りまとめた緊急時対応というのが改定をされました。今日、三枚目の資料にも付けておられますけれども、まあ失敗だった、機能しなかった音海地区に關係する部分でどのような改定が行われたのか、紹介してください。

○政府参考人(山本哲也君) まず、訓練でございますが、平成二十八年八月に実施した訓練、これは三十キロ圏が三つの府県にまたがりますので、福井、滋賀、京都、それから私も内閣府が共同して高浜発電所を対象に実施したものでございます。

先生御指摘のとおり、当日の天候悪化によりまして、特に音海地区につきましてはヘリ二機による避難訓練を予定していたわけでございますが、そのうち一機はもちろん飛んだわけでありましてけれども、もう一機は飛ばずに、あらかじめ用意しておりました代替手段で実施したものでございます。

先生御指摘のように、いろいろ、避難手段というのは一つに頼るのではなくて、あらかじめ代替手段を用意をして、その状況に応じて選択をしていくということが極めて大事でございます。そういう観点から、この訓練においても、あらかじめ用意した代替手段で訓練を実施をさせていただいたものでございます。

それで、今御指摘の、その訓練の結果を踏まえてどう改善をしたかといったところでございまして。この訓練の成果報告書については、平成二十九年の二月に取りまとめられております。それを踏まえる形で、今御指摘ありましたように、平成二十九年の十月に高浜地域の緊急時対応の改定を行ったところでございます。

それで、特に先生御指摘ありましたヘリコプターの中で、ヘリの運用改善とか、さらには、それ

らが難しい場合の屋内退避施設の充実などが課題として挙げられました。

そのために、この音海地区については、こういう実動組織の方々のヘリが早期にこの地域に近くことができるように、必要に応じて警戒事態の早期の段階から原子力施設近傍のヘリポート適地、これは実際には若狭ヘリポートと呼びますけれども、こういったところにあらかじめ待機させることよって、天候が回復しましたら直ちにヘリポート、ヘリに飛来ができるという対応、体制を取ってまいります。

それからもう一つは孤立化対策ということで、先ほど言いましたような天候悪化のためにヘリが来ない場合については、屋内退避施設を充実させるということでございます。これまでも、既に音海小中学校を対象に放射線防護対策施設を用意してございます。これは町民の方が全員入れるぐらいの容量を持っておりましても、新たに一定の遮蔽効果のあるコンクリート建ての建物も追加をして、屋内退避施設の充実を取り組んでいくところでございます。こういった改定内容をいたしました。

さらに、このほかにも、先ほど御指摘があったこの音海から避難をするために、小黒飯というところに、発電所に向かって避難をする経路になるわけでありますけれども、そこで新たにトンネルを開通させる工事をして、今年度内にその開通を目指すというふうに承知しているところでございます。これによりまして、音海地区の住民の特に陸路による避難経路の充実強化が図られるということになるかと思っております。

それで、いずれにしても、この避難計画には完璧な終わりはないと思います。それで、今年の夏頃には大飯と高浜を対象とした国の訓練を実施することも予定してございますので、こういう訓練を通じて課題を抽出して、継続的な改善に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○辰巳孝太郎君 何か天候が回復したらとか、も

うやっぱりこれ天候に左右されちゃうわけですよ、どうしても。

音海地区に屋内退避施設が一つ加わったと言いますが、これ別に放射線防護施設でも何でもないので、普通の小学校ですから、それ一つ加えただけでしょ。トンネルの話もありましたけれども、これトンネルの出口は原発近くですから、これも解決もない、対策にもならない。自治会の皆さんの不安は全く払拭されないというのが実態なんです。

私は、避難計画改定から二か月後の二〇一七年の十二月に音海地区にも伺いました。直接住民の皆さんからお話も聞きました。皆さんは、高浜原発のすぐ真前の道路をバスで逃げなさいなんて、音海の人たちの気持ちを全く考えていない、あり得ない、船で逃げるにしても自衛隊の船が接岸できる岸壁がない、机上の空論などと、おおよそ現実的な計画ではないということと悲鳴の聲が上がりました。意見書を提出した後、地区内には高浜原発運転延長反対と大きく書かれた看板が計四か所設置されておりますけれども、うち一か所は、つい先日ですよ、五月の十日に地区北部の釣り場に至る県道沿いに建てられたばかりであります。

大臣、このような、不安ばかりだと、避難計画があっても不安ばかりですよ、結局、実効性もないと。これでは自分たちの命が守れないとして、立地自治体の中、原発の一番近くの地区の住民が自治会ぐるみで反対をされていきます。このまま運転延長、再稼働なんて私はとんでもないと思うんです。

大臣、閣議に対して、住民の同意のないまま再稼働しないように指導すべきじゃないですか。

○国務大臣(世耕弘成君) 避難計画の実効性あるいは技術的な面については、これは内閣府防災あるいは規制委員会が判断されるものだと思いますけれども、その上で申し上げれば、原発の再稼働を含めて、原子力エネルギー政策についてはいろいろ御意見があると承知しております。

政府としては、様々な御意見にしっかりと耳を傾けながら、原発の重要性やその安全対策、原子力災害対策などについて皆さんの理解が深まるよう、様々な機会を利用して国民や地域の皆さんに對して丁寧な説明することが重要だということに考えております。

○辰巳孝太郎君 全く理解されないというのが実態だということに思います。

今日は、東京電力の小早川社長にもお越しいただきました。

昨年五月に東電が申請をし大臣が認定をした新々総合特別事業計画には、福島原子力事故への対応こそが東電の原点であり、福島への責任を果たすために東電が存続を許されたということは今後不変である、東電はこの使命を肝に銘じ、福島始め被災者の方々が安心して、社会の理解得られるよう万全を期すとともに、廃炉も含めた事故の責任を全うしなければならぬとあります。

ところが、本年三月三十日に、日本原電が有する東海第二原発の再稼働に当たっての新規制基準対応工事費用一千七百四十億円について、原電の筆頭株主である東電が資金支援を行う意向がある」と表明をいたしました。資料四と五に依頼とその回答を付けさせていただきました。

社長にお聞きしますけれども、これ結局、何で原電は支援が必要だということになっているんですか。これ結局、つまり東電の支援がなければ原電は東海第二原発を再稼働できないと、こういうことなんですか。

○参考人(小早川智明君) 御回答申し上げます。日本原電さんが当社の支援がなければ再稼働できないかどうかは私が答えするべき立場にございませんが、経緯御説明申し上げますと、当社は、日本原電から東海第二発電所の新規制基準対応工事を実施するための資金調達を行う際に資金支援をする意向を有している旨を書面で表明するよう依頼を受けました。これに對しまして、当社は、お客様に低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお届けすることが電気事業者としての大きな責務であると考えており、その責務を全うするための電源調達手段として東海第二発電所からの受電は有望と考えております。その趣旨から、電源を調達する手段として意向を表明したものであり、引き続き総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

○辰巳孝太郎君 いや、そういう、安くなるのか、そういう話じゃないんじゃないですか。これ、新々総特にあるとおり、国が東電の存続を許したのは、賠償と廃炉作業を進めて福島賠償の責任を果たすためですよ。福島事故を起こした東電に他社の原発再稼働を支援する資格は私はないと思いますよ。これ、絶対許したらあきませんよ。

大臣、これ、私は、新々総特にも示されたとおり、やっぱり最優先されるべきは福島賠償だと思っております。事実上の国有化されていますからね。これ、やっぱり被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合って、東電に對して原電の支援など許されないというメッセージを発すべきじゃないですか。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、東京電力が原電を支援しなければ、これは、原電は動かさないですよ。つまり、駄目なんです。規制委員会が、資金の援助がないと無理ですよ。つまり、これ、東電が原電を動かすことと同意なんです。同じことですよ。東北電力と東京電力、東京電力は八割ですから、受電比率は、東電が支援しなければ動かないということは、東電が再稼働することと同じことじゃないですか。どうですか。

○参考人(小早川智明君) 繰り返しのようになりますが、当社は、お客様に低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお届けすることが電気事業者として重要と考えており、その事業を全うするための電源調達手段先として東海第二発電所からの受電は有望と考えております。その趣旨から、電源を調達する手段として意向を表明したものであり、引き続き総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

○辰巳孝太郎君 いや、そういう、安くなるのか、そういう話じゃないんじゃないですか。これ、新々総特にあるとおり、国が東電の存続を許したのは、賠償と廃炉作業を進めて福島賠償の責任を果たすためですよ。福島事故を起こした東電に他社の原発再稼働を支援する資格は私はないと思いますよ。これ、絶対許したらあきませんよ。

大臣、これ、私は、新々総特にも示されたとおり、やっぱり最優先されるべきは福島賠償だと思っております。事実上の国有化されていますからね。これ、やっぱり被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合って、東電に對して原電の支援など許されないというメッセージを発すべきじゃないですか。

○国務大臣(世耕弘成君) 東海第二原発への資金的な協力については、東電などの受電会社が自らの経営責任において判断すべきものと考えています。

今御指摘の新たな総特においても、東京電力は、賠償や廃炉の責任を貫徹するためにも更なる経営の健全化を進めていくということが求められているわけであり、今回の資金的な協力についても、小早川社長を始め東電経営陣が経営健全化に取り組み立場から、経営上のメリット等を総合的に勘案し判断したものであるというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 そういふ言い方は、納得、絶対福島の方はされなさいと思います。

私は、再稼働に反対する多数の国民世論に応えて、今こそ原発ゼロにかじを切るべきだということと申し上げて、質問を終わります。

○委員長(浜野喜史君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松村祥史君が委員を辞任され、その補欠として二之湯武史君が選任されました。

○石井章君 日本維新の会、石井章、通告に従いまして質問したいと思っております。

商工中金の問題で質問したいんですが、先日の二十四日に商工中金が発表しました二〇一八年三ヶ月期の連結決算では、純利益が前期比で一五%増の三百七十三億、度重なる不祥事があつたにもかかわらず、八十五億差つ引きましても二期続けて最高益を更新したということであり、しかも、実質業務純益は四百十三億円と、これは二六%減っております。低金利という厳しい環境により予断を許せない状況にあります。そして、今、貸付けの残高は八兆六千億ということであり、貸付けの残高は八兆六千億ということであり、業務改善命令を受けて、業務改善計画を政府に提出されております。

その中身は、国内外の百店舗のうち三割を閉めると。そして、大都市圏内においてはいろいろな業務を本部の方に一括移管したり、あるいは店舗の運営効率化を進めるということ、社外取締役を過半数として取締役会などへの監視機能を強化するとしております。昨年は一兆円程度だったリスクが高い企業向けの貸出残高を二年度までに三兆円と伸ばすことになっておりまして、今後の四年間で真に中小企業への貢献するための金融機関を目指すということであり、

そこで、商工中金の業務改善計画に関して、中身についてまず質問いたしますけれども、取締役七人のうち四人を社外取締役にし、監査役も四人中三人を社外にすることで、外部人材による経営監視の強化を図るとともに、副社長二人を二人から一人にする、そして生え抜きの常務執行役員を起用することになっております。その結果、財務省出身の稲垣副社長ら二人が退任すること。正副社長の座から天下りが排除されているのもこれ一つの効果であるかと思っております。

しかし、取締役専務執行役員には元経産省審議官の銀治氏が就いて、常務執行役員には財務省出身の河野氏が就任されるということであり、これは、報道によりますと、関根社長から両省庁にお願いされて、この二人の起用に社長自ら関わって、どうしても入ってくれという内容というように我々の方には伝え聞いておりますけれども、世間では、所管省庁の出身者の役員登用にについては批判的な意見も多数存在します。

関根社長は、役人の登用によってどのような効果を期待されているのか、具体的にお聞かせください。よろしくお願いたします。

○参考人(関根正裕君) お答え申し上げます。今回の商工中金の取締役候補につきましては、新たなビジネスモデルを実現していく上で最適な体制を構想し、それにふさわしい人材を適材適所の観点から選任いたしております。

今回、経済産業省及び財務省からの出向者を選

びましたが、これは、新たなビジネスモデルの構築に全面注力するために、政府にも同じ船に乗っていただき責任の一端を担っていただき、改革を仕上げていくため、私の方から政府に対して取締役の派遣をお願いしたものでございます。

○石井章君 関根社長の危機管理のプロとしての手腕には私も大きな期待を寄せていただいておりますけれども、その手腕をもって、四年後という非常に限られた時間の中で改革の再生実現には大きな困難が伴うんじゃないかと私は思っております。

特に、有識者委員会が示しているミドルリスク融資に特化したビジネスモデルへの転換は大きな課題でもあると思われましても、その実現に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

○参考人(関根正裕君) まず、ビジネスモデルの実現に向けての取組ですけれども、まず役員の方針、事業性評価を通じて顧客との課題共有を図り、事業性評価を通じて顧客との課題共有を図った上で、顧客へのソリューション提供を行う。この三つのステップで取り組むこととしております。

そして、縦割り組織を排除し、風通しを良くし、営業店が必要としている機能別に関係部を統括する本部制を導入いたします。また、重点分野のソリューション提供を強化するため、本部専門部署の人員を増強し、営業店をサポートすると同時に、営業店の職員の教育、研修体制も強化してまいります。

また、外部人材や外部機関の専門的な能力と機能を活用するとともに、地域金融機関との信頼関係を基に、連携、協業をいたします。

以上の取組によりまして、あるべきビジネスモデルを実現してまいります。ありがとうございます。

銀も大きな責任を担うべきだと考えております。しかし、現実には、景況感のよいときには地銀などは融資をどんどんします。しかし、一旦景況が終れば、たちまち民間金融機関は、いわゆるプラザ合意じゃありませんけれども、蛇口を絞って融資が閉ざされてしまうということが今までもありました。

その中で、これまで商工中金が景気に左右されることなくミドルリスク融資に地道に取り組む、本当に困っている中小企業を助けてきたという実績と経験をこれ有しておるのも事実であります。経験豊富な職員もたくさんいると思っております。

今まで、これは戦前ですけれども、昭和十一年当時の昭和恐慌の余波により、財源確保に逼迫した中小零細企業に民間が貸付けしないのを、中小企業を助けるために立ち上げられて、今日まで商工中金などが立ち上げられて、今日までその役目はしっかりとってきたものがあると思っております。さきの質疑でも私申し上げましたが、民間金融には救えなかつた中小企業とその従業員を暮らしを守ってきたということも今までの成果として私は評価いたします。

そこで、社長にお伺いいたしますけれども、商工中金の中小企業のセーフティネットに関する役割について、今後の事業改革における位置付けについてお伺いいたします。

○参考人(関根正裕君) ありがとうございます。今委員から御指摘ございましたように、商工中金は中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関でありまして、業績のよいときも悪いときも支えてくれる雨の日の傘であるというお客様の信頼の上に成り立っているというふうにご理解しております。この信頼を裏切るつもりは毛頭なく、引き続き中小企業のセーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

また、今回、ビジネスモデルを経営支援総合金融サービス事業に転換いたします。これは、借入返済の負担が重く、営業キャッシュフローと返済のミスマッチを解消したい層、赤字など財務収支

上の課題を有しており、金融正常化を図りたい、収支を改善したいというお客様等に、信用リスク管理を高度化したというお客様に、信用リスクを管理することで、中小企業が経営上の課題に直面して困難なときに、これまで以上に有益な知恵と生きた資金を提供してまいります。

加えて、リーマン・ショックや大規模災害等の真の危機時には、引き続き指定金融機関として危機対応業務を実施してまいります。

○石井章君 大変期待します。
民間の金融機関ですと、よく、例えば商工中金さんのことかあるいは国民生活金融公庫さんのことを民間圧迫だとか言っていますけれども、いざとなったら彼らはお金貸しませんので、やっぱりたとえ財務諸表上赤字であっても、これは何とか貸してあげようという気持ちを忘れないうていただきたいと思います。

民間は赤字ではもう貸しませんから、税理士さんの力を借りて、多少赤字にしながら何とか貸してもらいやすいようにしているところもありますけれども、合法的にですよ。まあそういうことも含めて、やっぱり、多少いろんな問題はあったにしても、使命は民間と違うということ、是非社長の卓越した手腕の下で組織としての意識改革を推し進めていただいて、民間金融機関にできない、商工中金だからこはできるんだということ、セーフティネットとなることを含めて、再生を期待しておきたいと思えます。これは私の希望であります。

時間もないので、最後に、世耕大臣に御質問したいと思えます。

危機対応融資は、外部要因で一時的に経営が危機的状况に陥った際に、無担保でも融資を受けやすく、国が金利の一部を負担することにより低利で融資を受けられる制度融資として、これまで財務基盤が脆弱な中小企業には欠かせないセーフティネットとなってきたわけでありました。実際には、東日本大震災関連でも約三万八千件の融資が行われ、融資総額が二兆二千億円を超えている

のは皆様も御存じのとおりであります。

しかし、商工中金の一連の不祥事に伴い、危機対応融資については災害対応に限り存続が認められたわけでありまして、必要かどうかを検証すべきだともされ、今後、不要との判断がなされる可能性もあるわけでありまして、さきに述べたとおり、危機対応融資の制度自体は大変有用であり、多くの中小企業を助けてきたことは紛れもない事実であります。その精神的な支柱ともなってきたわけでもあります。

このような不測の事態に対応する公的な仕組みは私は存続すべきだと考えますけれども、世耕大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(世耕弘成君) 危機対応業務については、今年一月にまとめられました有識者による商工中金の在り方検討会、ここで提言をいただいているわけでありまして、その提言の中では、現行の危機対応業務から災害対応を除いてまず全面撤退をして、いわゆる危機事象でデフレ脱却というのがあったんですが、こういったものはもう廃止をするということでもあります。

それともう一つは、やはり武器として、ノルマ達成のために使っていた、弊害が大きかった利子補給については、災害時など極めて限定的に運用することになりました。そして、この提言に沿って、抜本的な見直しを今年三月末に行ったところでもあります。

ただ一方で、委員御指摘のように、リーマン・ショックのような大規模な景気変動ですとか、あるいは東日本大震災といった大きな自然災害、まさにこの真の危機が生じた場合には、多くの中小企業に対して十分迅速な資金供給を全国的に行うことが非常に重要だというふうな思っています。

現に、リーマン・ショックでは七・三万件、四・八兆円、東日本大震災では三・八万件、二・二兆円の危機対応融資が商工中金により実行をされて、これによって窮地を救われた中小企業の経営者が数多くいるということは、これは厳然たる事実として認識しなければいけないというふうな

思っています。

検討会の提言では、この危機対応業務の発動をリーマン・ショックや大規模災害時の真の危機に限定するべきだというふうなされておりました。こうした真の危機のときには、しっかりとその実施状況をモニタリングしながらこの危機対応融資制度を運用していきたいというふうな思っています。

これに加えて、昨年、信用保険法が改正をされました。今年四月から、大規模な危機が起こったときには全国一律で一〇〇%保証である危機関連保証制度が施行をされています。これによって、大規模な危機が生じた際には一〇〇%の信用保証が、一つ一つの業種指定を経ることなく、全業種で素早く発動されるようになっていきます。

こういった制度を使いながら、先ほどから御指摘の地銀を始めとする民間金融機関がどういいう貸付姿勢で危機のときに臨むのか、そのパフォーマンスがどの程度向上するのかをしっかりと今後検証をすることによって、この真の危機のときに商工中金が危機対応業務を実施する責務が今後も引き続き必要かどうかを検証していくことが重要だと考えております。

○石井章君 大臣がおっしゃいました今政策に関しては期待を申し上げまして、私の質問を終わりにします。

ありがとうございます。

○委員長(浜野喜史君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(浜野喜史君) エネルギの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。世耕経済産業大臣。
○国務大臣(世耕弘成君) エネルギの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギ資源の大部分を海外に頼る我が国は、限られた燃料資源の有効な利用を図ることが必要です。平成二十七年に策定した長期エネルギ帯給見通し、いわゆるエネルギミックスでは、石油危機後に実現した省エネと同程度のエネルギ消費効率の改善を必要とする、極めて野心的な省エネ対策を掲げています。

エネルギミックスの実現に向け、あらゆる施策を総動員し、徹底した省エネ対策を進める必要があります。産業部門、業務部門については、更なるエネルギ消費効率の改善に向けて、事業者単位の取組に加えて、複数の事業者が連携する省エネ取組を促進する必要があります。また、貨物輸送については、特に近年のネット通販市場の成長に伴い、小口輸送や再配達によるエネルギ消費の増加が懸念される点に対応する必要があります。

本法律案は、こうした課題への対応に必要な措置を講ずるものです。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、産業部門、業務部門の更なる省エネを促進するため、複数事業者が連携する省エネ取組を認定し、省エネ量を事業者間で分配して報告することを認めることで、各事業者が適切に評価される制度を創設します。また、一定の資本関係のある複数の事業者が一体的に省エネ取組を推進する場合、その管理を統括する事業者を認定し、当該事業者が定期報告等を一体的に行うことを可能とします。

これらと同様の措置を、運輸部門についても講じます。

第二に、貨物輸送の更なる省エネを促進するため、現行法の荷主の定義を見直し、貨物の所有権を問わず契約等で輸送の方法を決定する事業者を荷主とすることで、ネット小売事業者を法規制の対象に確実に位置付け、省エネ取組を促します。さらに、貨物の到着地点における荷待ちの課題に対応するため、到着日時等を適切に指示できる貨物の荷受け側を準荷主と位置付け、荷主の省エネ

取組への協力を求めます。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨です。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(浜野喜史君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(浜野喜史君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後零時四十二分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画の見直しで再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願(第一四二二号)

第一四二二号 平成三十年五月十四日受理

原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画の見直しで再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町 齋藤広行

外百九十七名

紹介議員 紙 智子君

現在、経済産業省において、国のエネルギー政策の指針となるエネルギー基本計画の見直しの議論が進められている。しかし、二〇一四年の現行計画をおおむね踏襲し、二〇三〇年度に必要な電力の二〇～二二％を原発で賄う目標を維持する方針を示しており、原発ゼロを要求する国民全体の思いと逆行している。二〇一四年に現計画をまとめた際は、意見公募(パブリックコメント)で寄せられた約二万件の大半は脱原発を求める意見であったが、計画には全く反映されなかった。しかも、ベースロード電源構成比の二〇～二二％を原子力発電に依存することは、現在の原発を全て稼働させることが前提とされるものであり、到底認められるものではない。福島第一原発事故から七年が経過したが、いまだ事故は収束せず、様々な形で苦しみと被害が続いている。「もう二度と原発事故は御免だ」が国民共通の強い思いである。福島第一原発事故以降、世界では脱原発にかじを切る国が相次ぎ、日本においても節電や省エネルギーの取組が広がっている。また、太陽光発電などの普及により、再生可能エネルギーの割合は増えている。原発事故後、二年近く原発の稼働がゼロの期間があったが、電力供給に問題は生じなかった。今こそ原発に頼らないエネルギー政策への転換が求められている。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、エネルギー基本計画の見直しに当たって、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させること。

二、原発再稼働をやめ、原発ゼロを目指すこと。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条・第四条)

第三章 工場等に係る措置等

第一節 工場等に係る措置

第一款 総則(第五条・第六条)

第二款 特定事業者に係る措置(第七条)

第三款 特定連鎖化事業者に係る措置(第十八条)

第四款 認定管理統括事業者に係る措置(第二十九条)

第五款 管理関係事業者に係る措置(第四十條)

第六款 雑則(第四十五条)

第七款 エネルギー管理士(第五十一条)

第八款 指定講習機関(第六十九条)

第九款 登録調査機関(第八十条)

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置(第九十九條)

第二款 荷主等に係る措置(第一百五十一条)

第二款 貨客輸送連携省エネルギー計画等(第三百二十四條)

第四節 航空輸送の特例(第三百二十九條)

第五章 建築物に係る措置(第四百二十二條)

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置(第四百四十四條)

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置(第四百四十九條)

第七章 電気事業者に係る措置(第五百四十四條)

第八章 雑則(第五百五十六條)

第九章 罰則(第六百六十八條)

附則

第五十五条第一項第一号中「第七十八條第一項」を「第四百四十五條第一項」に改め、第三章第一節中同条の前に次の款名を付する。

第一款 総則

第二款 特定事業者に係る措置

第七條第一項中「第十九條第一項に規定する」を削り、「連鎖化事業者」の下に「(第十八條第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。)、認定管理統括事業者(第二十九條第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。)」及び管理関係事業者(第二十九條第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項各号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加える。

三 連鎖化事業者となつたとき。

第七條第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 経済産業大臣は、特定事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者となつたときは、当

該特定事業者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第九條から第十一條までを削る。

第八條の見出しを削り、同條第一項中「エネルギー管理者」を「第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他の経済産業省令で定める業務を管理する者(次項において「エネルギー管理者」という。))」に改め、同條を第十一條とする。

第七條の四の見出しを削り、同條第二項中「工場等(以下を「工場等(次條第一項及び第十三條第一項において「者(以下を「者(次條及び第十三條第一項において「同項」を「前項」に改め、同條を第十條とし、同條の前に見出しとして「(第一種エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付す。

第七條の三第一項中「第十三條第一項各号」を「次に」に、「エネルギー管理企画推進者」を「前條第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この條において「エネルギー管理企画推進者」という。))」に改め、同項に次の各号を加える。

一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。))が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状(第五十一條に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。))の交付を受けている者

第七條の三第二項中「第十三條第一項第一号」を「前項第一号」に、「同條第二項に規定する」を「経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は

解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第七條の三第四項を削り、同條を第九條とする。

第七條の二第二項中「第十四條第一項」を「第十五條第一項」に改め、「以下」の下に「この條及び次條第一項において」を加え、同條を第八條とする。

第十三條の見出しを削り、同條第一項中「第八條第一項各号」を「前條第一項各号」に改め、「設置している者(以下「この條において」を加え、「次に」を「第九條第一項各号」に、「エネルギー管理員」を「前條第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他の経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この條において「エネルギー管理員」という。))」に改め、同項各号を削り、同條第二項中「第二種指定事業者は」の下に「第九條第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には」を加え、「前項第一号に掲げる者のうちから」を「当該」に改め、「に選任した者」を削り、同條第四項を削り、同條を第十二條とし、同條の次に次の見出し及び一條を加える。

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定等)

第十三條 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同條第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次條第一項において「第二種エネルギー管理指定工場等」という。))を設置

している者(同條において「第二種指定事業者」という。))は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ、

一 事業を行わなくなったとき。

二 第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場等における第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十條第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を同項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第十七條を削り、第十六條を第十七條とし、第十五條を第十六條とする。

第十四條第一項中「毎年度」を削り、「により」の下に「定期に」を加え、同條を第十五條とし、同條の前に次の一條を加える。

第十四條 第二種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、第九條第一項各号に掲げる者のうちから、第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用

の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他の経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この條において「エネルギー管理員」という。))を選任しなければならない。

2 第二種指定事業者は、第九條第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第二種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第十八條を削る。

第十九條第一項、第二項及び第三項各号中「すべて」を「全て」に改め、同條を第十八條とし、同條の前に次の款名を付す。

第三款 特定連鎖化事業者に係る措置

第十九條の二及び第十九條の三を削る。

第二十條を次のように改める。

(エネルギー管理企画推進者)

第二十條 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九條第一項各号に掲げる者のうちから、前條第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この條において「エネルギー管理企画推進者」という。))を選任しなければならない。

2 特定連鎖化事業者は、第九條第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定める

ところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第二十條の前の一條を加える。
(エネルギー管理統括者)

第十九條 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者(第二十九條第二項に規定する認定管理統括事業者をいう)又は管理関係事業者(同項第二号に規定する管理関係事業者をいう)である場合を除く。以下この款及び第四十八條第二項において同じ)は、経済産業省令で定めるところにより、第二十六條第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という)を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、特定連鎖化事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第九十九條第一号中「第七條の二第三項第七條の三第四項において準用し、及びこれらの規定を第十九條の二第一項において準用する場合を含む。」、第八條第二項(第十九條の二第一項において準用する場合を含む)又は第十三條第三項(第十八條第一項及び第十九條の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)を「第八條第三項、第九條第三項、第十一條第二項、第十二條第三項、第十四條第三項、第十九條第三項、第二十條第三項、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第二十七條第三項、第二十九條第三項、第三十一條第三項、第三十三條第三項、第三十四條第三項、第三十六條第三項、第四十一條第二項、第四十二條第三項又は第四十四條第三項に改め、同条第二号中「第四十七條第一項を「第九十二條第一項」に改め、同条を第百七十四條とする。

第九十八條中「第九十三條第二号」を「第百六十八條第二号」に、「第九十五條又は第九十六條」を「第百七十条又は第百七十一条」に改め、同条を第百七十三條とする。

第九十七條第一号中「第二十五條」を「第五十八條」に改め、同条第二号中「第三十三條第一項(第三十六條第二項において準用する場合を含む)」を「第六十六條第一項若しくは第七十八條第二項」に改め、同条第三号中「第三十七條」を「第七十三條」に改め、同条第四号中「第八十七條第四項」を「第百六十二條第四項」に改め、同条を第百七十二條とする。

第九十六條第一号中「第十九條第二項、第四十六條、第五十四條第二項、第六十一條第二項、第六十八條第二項又は第七十一條第三項」を「第十八條第二項、第九十一條、第百一條第二項、第百九條第二項、第百二十五條第二項又は第百二十九條第三項」に改め、同条第二号中「第十四條第一項(第十九條の二第一項において準用する場合を含む)」、第五十五條、第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む)又は第六十二條」を「第十五條第一項、第二十六條第一項、第三十七條第一項、第百二一條、第百十條、第百四十四條、第百二十六條、第百三十一條又は第百四十四條」に改め、同条第三号中「第十五條第一項、第十九條の二第一項において準用する場合を含む)」、第五十六條第一項(第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む)」、第六十三條第一項若しくは第八十七條第一項を「第六十六條第一項(第四十八條第一項の規定により読み替えて

適用する場合を含む)」、第二十七條第一項(第四十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第三十八條第一項(第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第四十九條、第百三條第一項(第百三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百十一條第一項(第百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百十五條第一項(第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百二十七條第一項(第百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百三十二條第一項(第百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百三十七條、第百四十一條若しくは第百六十二條第二項において準用する第三十三條第一項」に改め、同条第四号中「第五十一條において準用する第三十三條第二項」を「同条第二項」に改め、同条を第百七十一条とする。

第九十五條各号を次のように改める。
一 第八條第一項、第九條第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十四條第一項、第十九條第一項、第二十二條第一項、第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第四十一條第一項、第四十二條第一項又は第四十四條第一項の規定に違反して選任しなかつた者
二 第十七條第五項、第二十八條第五項、第三十九條第五項、第百四條第三項、第百十二條第三項、第百十六條第三項、第百二十八條第三項、第百三十三條第三項、第百四十二條第三項、第百四十六條第三項、第百四十八條第三項、第百五十一條第三項又は第百五十三條第三項の規定による命令に違反した者
第九十五條を第百七十条とする。
第九十四條中「第三十二條第二項(第三十六條第

二項において準用する場合を含む)」を「第六十五條第二項又は第七十七條第二項」に改め、同条を第百六十九條とする。

第九十三條第一号中「第三十條第一項」を「第五十二條第二項又は第六十三條第一項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二 第九十三條の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者
三 第九十六條の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反した者
第九十三條を第百六十八條とする。

第九十二條第一項中「第八十七條第三項」を「第四節並びに第百六十二條第三項」に改め、同条第二項中「第八十七條第九項」を「第百六十二條第九項」に改め、第八章中同条を第百六十七條とする。

第九十一條を第百六十六條とし、第九十條を第百六十五條とする。

第八十九條第一項中「第二十八條(第二十九條第四項)を「第六十一條(第六十二條第四項)」、第三十二條(第三十六條第二項)において準用する場合を含む)又は第四十九條」を「第六十五條、第七十七條又は第九十六條」に改め、同条を第百六十四條とする。

第八十八條第一項中「エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九條第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三條第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く)を受けようとする者、第九條第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く)を受けようとする者、同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く)を受けようとする者、第十四條第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く)を受けようとする者、

適用する場合を含む)」、第二十七條第一項(第四十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第三十八條第一項(第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第四十九條、第百三條第一項(第百三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百十一條第一項(第百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百十五條第一項(第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百二十七條第一項(第百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百三十二條第一項(第百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」、第百三十七條、第百四十一條若しくは第百六十二條第二項において準用する第三十三條第一項」に改め、同条第四号中「第五十一條において準用する第三十三條第二項」を「同条第二項」に改め、同条を第百七十一条とする。

第九十五條各号を次のように改める。
一 第八條第一項、第九條第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十四條第一項、第十九條第一項、第二十二條第一項、第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第四十一條第一項、第四十二條第一項又は第四十四條第一項の規定に違反して選任しなかつた者
二 第十七條第五項、第二十八條第五項、第三十九條第五項、第百四條第三項、第百十二條第三項、第百十六條第三項、第百二十八條第三項、第百三十三條第三項、第百四十二條第三項、第百四十六條第三項、第百四十八條第三項、第百五十一條第三項又は第百五十三條第三項の規定による命令に違反した者
第九十五條を第百七十条とする。
第九十四條中「第三十二條第二項(第三十六條第

二項において準用する場合を含む)」を「第六十五條第二項又は第七十七條第二項」に改め、同条を第百六十九條とする。

第九十三條第一号中「第三十條第一項」を「第五十二條第二項又は第六十三條第一項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。
二 第九十三條の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者
三 第九十六條の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反した者
第九十三條を第百六十八條とする。

3 経済産業大臣は、第一項に規定する報告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等が、正当な理由がなくてその報告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定熱損失防止建築材料に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると思われるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十一条の二を第四百九十九条とする。

第六章第一節中第八十一条を第四百八十八条とし、第八十条を第四百七十七条とし、第七十九条を第四百六十六条とする。

第七十八条第一項中「第八十七条第十項」を「第六百六十二条第十項」に改め、同条を第四百四十五条とし、第七十七条を第四百四十四条とする。

第七十三条から第七十六条までを削る。

第五十章中第七十二条を第四百四十三条とする。
第七十一条第二項中第五十四条及び第六十八条を「第七十一条、第二百二十五条及び前節」に改め、同条第六項を削り、第四章第三節中同条を第四百三十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(中長期的な計画の作成)

第四百四十条 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項及び第二百三十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第四百四十一条 特定航空輸送事業者は、第二百三十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸

送)の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(報告及び命令)

第四百四十二条 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第九十九条第一項及び第二百三十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第九十九条第二項及び第二百三十三条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の報告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する報告を受けた特定航空輸送事業者が、正当な理由がなくてその報告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定航空輸送事業者に対し、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する報告を受けた特定航空輸送事業者が、正当な理由がなくてその報告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定航空輸送事業者に対し、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

同節の次に次の一節を加える。

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置

(認定管理統括貨客輸送事業者)

第二百三十条 貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者(以下「貨客輸送事業者」という。)は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該貨客輸送事業者と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であつて貨客輸送事業者であるもの(以下この項及び次項第二号において「密接関係貨客輸送事業者」という。)と一体的に貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係貨客輸送事業者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として国土交通省令で定める要件に該当する者であること。

二 当該貨客輸送事業者及びその認定の申請に係る密接関係貨客輸送事業者の政令で定める輸送能力の合計が政令で定める基準以上であること。

2 国土交通大臣は、前項の認定を受けた者以下「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項第一号に規定する国土交通省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその認定に係る密接関係貨客輸送事業者(以下「管理関係貨客輸送事業者」という。)の前項第二号の政令で定める輸送能力の合計が同号の政令で定める基準以上となる見込みがなくなつたとき。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

(中長期的な計画の作成)

第三百三十一条 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項又は第二百三十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第三百三十二条 認定管理統括貨客輸送事業者は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(報告及び命令)

第三百三十三条 国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第九十九条第一項又は第二百三十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対

し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用し、行方貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第九十九条第二項又は第二百三十三條第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括貨客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた認定管理統括貨客輸送事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議會等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

第二款 貨客輸送連携省エネルギー計画

(貨客輸送連携省エネルギー計画の認定)

第二百三十四條 貨客輸送事業者は、他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(以下「貨客輸送連携省エネルギー措置」といふ)に關する計画(以下「貨客輸送連携省エネルギー計画」といふ)を作成し、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に提出して、その貨客輸送連携省エネルギー計画が適當である旨の認定を受けることができる。

- 2 貨客輸送連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 貨客輸送連携省エネルギー措置の目標
 - 二 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容及び実施期間

三 貨客輸送連携省エネルギー措置を行う者が行方貨物又は旅客の輸送(当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合に於ては、その管理関係貨客輸送事業者が行う貨物又は旅客の輸送を含む)において当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關してそれぞれ使用したとされるエネルギーの量の算出の方法、計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る貨客輸送連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。
- 二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。

(貨客輸送連携省エネルギー計画の変更等)

第二百三十五條 前條第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る貨客輸送連携省エネルギー計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前條第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前條第一項の認定を受けた者が当該認定に係る貨客輸送連携省エネルギー計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて貨客輸送連携省エネルギー措置を行つていないとき、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すこと

ができる。

4 前條第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(貨客輸送連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第二百三十六條 第二百三十四條第一項の認定を受けた特定貨物輸送事業者に關する第二百三十三條第一項の規定の適用については、同項中「第一百一條第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度」とあるのは「毎年度」と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該特定貨物輸送事業者の行う貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該特定貨物輸送事業者の行う貨物の輸送において使用したとされるエネルギーの量」と、「当該指定」とあるのは「第二百一十一條第一項の規定による指定」とする。

2 第二百三十四條第一項の認定を受けた特定旅客輸送事業者に關する第二百二十七條第一項の規定の適用については、同項中「第二百五十五條第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度」とあるのは「毎年度」と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該特定旅客輸送事業者の行う旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該特定旅客輸送事業者の行う旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」と、「当該指定」とあるのは「第二百一十一條第一項の規定による指定」とする。

3 第二百三十四條第一項の認定を受けた認定管理統括貨客輸送事業者に關する第二百三十二條第一項の規定の適用については、同項中「管理関係貨客輸送事業者」とあるのは「管理関係貨客輸送事業者(以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者等」といふ。）」と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」とする。

2 第二百三十四條第一項の認定を受けた認定管理統括貨客輸送事業者に關する第二百三十二條第一項の規定の適用については、同項中「管理関係貨客輸送事業者」とあるのは「管理関係貨客輸送事業者(以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者等」といふ。）」と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」とする。

3 第二百三十四條第一項の認定を受けた認定管理統括貨客輸送事業者に關する第二百三十二條第一項の規定の適用については、同項中「管理関係貨客輸送事業者」とあるのは「管理関係貨客輸送事業者(以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者等」といふ。）」と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」とする。

4 第二百三十四條第一項の認定を受けた認定管理統括貨客輸送事業者に關する第二百三十二條第一項の規定の適用については、同項中「管理関係貨客輸送事業者」とあるのは「管理関係貨客輸送事業者(以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者等」といふ。）」と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」とする。

2 第二百三十八條 国土交通大臣は、貨客輸送事業者が連携して行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するために必要であると認めるときは、貨客輸送事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に關する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第六十九條を削る。

第六十八條第一項中「旅客輸送事業者」の下に「認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者が認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者(以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者等」といふ。))と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」とする。

第六十九條を削る。

第六十八條第一項中「旅客輸送事業者」の下に「認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者が認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者(以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者等」といふ。))と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百三十四條第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同條第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に關して当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量」とする。

事業者となつたときは、当該特定旅客輸送事業者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第六十八条を第百二十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(中長期的な計画の作成)

第百二十六条 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百二十七条 特定旅客輸送事業者は、第百二十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率)及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第百二十八条 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第百二十五条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百二十三

条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定旅客輸送事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十七条を第百二十四条とする。

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条を第百二十三条とする。

第四章第一節第二款の款名を次のように改める。

第二款 荷主等に係る措置

第六十五条中「第六十条又は前条」を「第百八条、第百十二条又は第百十六條」に改め、第四章第一節第二款中同条を第百二十二条とする。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」を「第百七条第一項」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の九条を加える。

(認定管理統括荷主)

第百十三条 荷主は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係を持つ者として経済産業省令で定める者であつて荷主であるもの(以下この項及び次項第二号において「密接関係荷主」という。)と一体的に

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。

二 当該荷主及びその認定の申請に係る密接関係荷主の前年度における第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定管理統括荷主」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項第一号に規定する経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 当該認定管理統括荷主及びその認定に係る密接関係荷主(以下「管理関係荷主」という。)の第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上となる見込みがなくなつたとき。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

3 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該荷主の事業を所管する大臣に通知するものとする。

(中長期的な計画の作成)

第百十四条 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に

関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百十五条 認定管理統括荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率)及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第百十六条 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会

等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第百十七条 荷主は、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(以下「荷主連携省エネルギー措置」という。)に関する計画(以下「荷主連携省エネルギー計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その荷主連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 荷主連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 荷主連携省エネルギー措置の目標

二 荷主連携省エネルギー措置の内容及び実施期間

三 荷主連携省エネルギー措置を行う者が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送(当該者が認定管理統括荷主である場合にあつては、その管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送を含む。)において当該荷主連携省エネルギー措置に関しそれぞれ貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算出の方法

3 経済産業大臣は、荷主連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る荷主連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。

(荷主連携省エネルギー計画の変更等)

第百十八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る荷主連携省エネルギー計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る荷主連携省エネルギー計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて荷主連携省エネルギー措置を行つていないとき、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百十九条 第百十七条第一項の認定を受けた特定荷主に関する第百十一条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関しそれぞれ貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量」とする。

2 第百十七条第一項の認定を受けた認定管理統括荷主に関する第百十五条第一項の規定の適用については、同項中「管理関係荷主」とあるのは

「管理関係荷主(以下この項において「認定管理統括荷主等」という。)」と、「使用量」とあるのは「使用量、第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関しそれぞれ貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量」とする。

第百二十条 第百十七条第一項の認定を受けた者(特定荷主及び認定管理統括荷主を除く。)は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関しそれぞれ貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他の荷主連携省エネルギー措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(調査等)

第百二十一条 経済産業大臣は、荷主が連携して行う貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するために必要があると認めるときは、荷主が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第六十二条を第百十一条とする。

第六十二条の見出しを「(中長期的な計画の作成)」に改め、同条中「毎年度」を削り、「(以下)」の下に、「定期」を加え、「第五十九条第一項」を「第百七条第一項」に改め、「ための」の下に「中長期的な」を加え、同条を第百十条とする。

第六十一条第一項中「荷主」の下に「(認定管理統括荷主(第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。))及び管理関係荷主(以下この項において「認定管理統括荷主等」という。))」を加え、同条第三項第一号を次のように改める。

一 第百五条各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

第六十一条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、特定荷主が認定管理統括荷主又は管理関係荷主となつたときは、当該特定荷主に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第六十一条を第百九条とする。

第六十条中「第五十八条第一号」を「第百六条第一項第一号」に、「第五十八条第三号」を「第百六条第一項第三号」に改め、同条を第百八条とする。

第五十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条を第百七条とする。

第五十八条の見出しを「(荷主及び準荷主の努力)」に改め、同条中「(自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者)をいう。以下同じ。」を削り、同条に次の二項を加える。

2 準荷主は、基本方針の定めるところに留意して、荷主が実施する前項第一号及び第二号に掲げる措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、次項に規定する指示を適切に行うよう努めなければならない。

3 前項の「準荷主」とは、自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。)に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者(荷主を除く。)であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行う日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。

第五十八条を第百六条とし、第四章第一節第二款中同条の前に次の一条を加える。

(荷主の定義)

第百五条 この款において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。次号において同じ。)に関して貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者(当該者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送の全てについてその輸送の方法等が同号に掲げる者により実質的に決定されている場合を除く。)
- 二 自らの事業に関して他の事業者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送について当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者として経済産業省令で定める要件に該当する者

第五十七条第一項中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、第四章第一節第一款中同条を第百四条とする。

第五十六条第一項中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に改め、同条を第百三条とする。

第五十五条中「毎年度」を削り、「により」の下に「定期」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十四条第一項中「貨物輸送事業者」の下に「認定管理統括貨客輸送事業者(第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。及び管理関係貨客輸送事業者(第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。を除く。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者が認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者となつたときは、当該特定貨物輸送事業者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第九十三条 登録調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、確認調査の業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十二条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第五十一条を削る。

第五十条第一号中「第四十四条又は第四十六条」を「第八十九条又は第九十一条」に改め、同条第三号中「前条」を「第九十六条」に改め、第三章第四節中同条を第九十八条とする。

第四十九条第一号中「第四十条第一号」を「第八十五条第一号」に改め、同条第二号を次のように改める。

- 一 第八十八条第三項、第八十九条、第九十条
- 二 第九十一条、第九十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

第四十九号第三号中「第四十七号第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改め、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」を「前二条」に改め、同条第五号中「不正な」を「不正の」に改め、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(帳簿の記載)

第九十七条 登録調査機関は、帳簿を備え、確認調査の業務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四十八条中「第四十三条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条を第九十五条とする。

第四十七条第一項中「第九十九条第二号」を「第一百七十四条第二号」に改め、同条第一項中「又は特定連鎖化事業者」を「特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」に改め、同条を第九十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

- (秘密保持義務)

第九十四条 経済産業大臣は、登録調査機関が第八十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、登録調査機関に対し、同項各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十六条を第九十一条とし、第四十二条から第四十五条までを四十五条ずつ繰り下げる。

第四十一条第一項中「第三十九条」を「第八十四条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第八十六条とする。

第四十条第二号中「第四十九条」を「第九十六条」に改め、同条を第八十五条とする。

第三十九条中「第二十条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、第三章第四節中同条の前に次の見出し及び四条を加える。

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第八十条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者(以下「登録調査機関」という)が行う調査(以下「確認調査」という)を受けることができる。ただし、第十七条第一項の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした特定事業者が設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項(第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第十七条の規定は、適用しない。

5 経済産業大臣は、第一項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第八十一条 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第二十八条第一項の規定による指示を受けた特定連鎖化事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした特定連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、

経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十七条第一項(第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十八条の規定は、適用しない。

5 経済産業大臣は、第一項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第八十二条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業に係る工場等を含む。)におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第三十九条第一項の規定による指示を受けた認定管理統括事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができ

ない。

2 登録調査機関は、確認調査をした認定管理統括事業者が設置している全ての工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第三十八条第一項(第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三十九条の規定は、適用しない。

5 経済産業大臣は、第一項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第八十三条 第四十六条第一項の認定を受けた者(特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者を除く。次項及び第四項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他の連携省エネルギー措置の実施の状況について、確認調査を受けることができる。

2 登録調査機関は、確認調査をした第四十六条

第一項の認定を受けた者の当該認定に係る連携省エネルギー措置に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた第四十六条第一項の認定を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第四十九条の規定は、適用しない。

第三十八条第一号中「第十三条第一項第一号を第九号第一項第一号」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第七十三条の規定による届出があつたと

三 第七十七条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第三章第三節中第三十八条を第七十九条とし、第三十七条を第七十三条とし、同条の次に次の五

条を加える。
(事業計画等)
第七十四条 指定講習機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない

ない。
(役員及び職員)の地位)

第七十五条 エネルギー管理講習の業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(適合命令等)

第七十六条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(指定の取消し等)

第七十七条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条第三号に適合しなくなつたときは、第九号第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九号第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第七十条第二号に該当するに至つたとき。
三 第七十二条第一項の認可を受けたエネルギー管理講習業務規程によらないでエネルギー管理講習の業務を行ったとき。

四 第七十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第九号第一項第一号の指定を受けたことが判明したとき。

(帳簿の記載)
第七十八条 指定講習機関は、帳簿を備え、エネ

ルギー管理講習の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第三十六条第一項中「第十三条第一項第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十八条第一号及び第八十八条第一項において同じ。）を「第九条第一項第一号」に、「第十三条第一項第一号及び」を「同号、」に、「（第十八条第一項において準用する場合を含む。第八十八条第一項において同じ。）を」、「第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項」に、「第九十四条」を「第六十九号」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九号とし、同条の次に次の三条を加える。

(欠格条項)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項第一号の指定を受けることができない。

一 第七十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

(指定の基準)

第七十一条 経済産業大臣は、第九条第一項第一号の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、エネルギー管理講習の業務の実施の方法その他の事項についてのエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画が、エネルギー管理講習の業務の適確な実施のため

めに適切なものであること。

二 前号のエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 エネルギー管理講習の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつてエネルギー管理講習の業務が公正になるおそれがないものであること。

(エネルギー管理講習業務規程)

第七十二条 指定講習機関は、エネルギー管理講習の業務の実施に関する規程（以下「エネルギー管理講習業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 エネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をしたエネルギー管理講習業務規程がエネルギー管理講習の業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 エネルギー管理士

第三十五条第一号中「第十条第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第五十八条」に改め、同条第三号中「第三十二条」を「第六十五条」に改め、第三章第二節中同条を第六十八号とする。

第三十四条第一項中「第二十五条」を「第五十八条」に、「第三十二条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第五十八条」に、「第三十二条」を「第六十五条」に改め、同条を第六十七条とし、第三十三条を第六十六条とする。

第三十二条第一項中「第二十三条第三号」を「第五十六条第三号」に、「第十条第二項」を「第五十三

条第二項」に改め、同条第二項中、「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同項第二号中「第二十一条第二号」を「第五十五条第二号」に改め、同項第三号中「第二十四条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項第四号中「第二十四条第三項、第二十八条（第二十九条第四項）を「第五十三項、第六十一条（第六十二条第四項）に改め、同項第五号中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第六十五条とする。

第三十一条第一項中「第二十三条各号」を「第五十六号各号」に、「当該各号」を「同条各号」に改め、同条を第六十四号とし、第三十条を第六十三号とし、第二十七条から第二十九号までを三十三号ずつ繰り下げる。

第二十六条第一項中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条を第五十九条とし、第二十五条を第五十八条とし、第二十四条を第五十七条とする。

第二十三条中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に、「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条を第五十六号とする。

第二十一条中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条第一号中「第三十一条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同条第二号口中「第二十八条」を「第六十一条」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十一条中「第十条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第五十四号とし、第三章第二節中同条の前に次の三条を加える。

(エネルギー管理士免状)
第五十一条 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

一 エネルギー管理士試験に合格した者
二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると経済産業大臣が認定した者

2 エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、経済産業省令で定める。

(免状交付事務の委託)

第五十二条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、エネルギー管理士免状に関する事務を次条第二項の指定試験機関に委託することができる。

2 前項の規定により同項の事務の委託を受けた指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(エネルギー管理士試験)

第五十三条 エネルギー管理士試験は、経済産業大臣が行う。

2 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、エネルギー管理士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

3 エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

第二十条の次に次の見出し及び八条並びに三款を加える。

(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)

第二十一条 経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等（次条第一項及び第二十四条第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（次条及び第二十三条第一項において「第一種特定連鎖化事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨

の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第二十二條 第一種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等ごとに、第十一条第一項の政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(次項において「エネルギー管理者」という。)を選任しなければならない。ただし、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等のうち第十一条第一項第一号の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令で定めるもの
二 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等

2 第一種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十三條 第一種特定連鎖化事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者(以下この条において「第一種指定連鎖化事業者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。

2 第一種指定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)
第二十四條 経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて第十三条第一項の政令で定めるもの以上であるものを第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等として指定するものとする。

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次条第一項において「第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(同条において「第二種特定連鎖化事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。
一 事業を行わなくなつたとき。
二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十三条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第二十五條 第二種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー

ギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。

2 第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第二種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(中長期的な計画の作成)
第二十六條 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第一項に規定したエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、特定連鎖化事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

(定期の報告)
第二十七條 特定連鎖化事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生す

る二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（合理化計画に係る指示及び命令）

第二十八条 主務大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき、当該特定連鎖化事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

3 主務大臣は、特定連鎖化事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定連鎖化事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定連鎖化事業者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定連鎖化事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四款 認定管理統括事業者に係る措置

（認定管理統括事業者）

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて工場等を設置しているもの（以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という。）と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。
二 当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定管理統括事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 前項第一号に規定する経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 当該認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者（以下「管理関係事業者」という。）が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

3 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

（エネルギー管理統括者）

第三十条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条第一項の中期長期的な計画の作成事務、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。）におけるエネルギーの使用の合理化に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、認定管理統括事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

（エネルギー管理企画推進者）
第三十一条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に關し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に關し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

2 認定管理統括事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

（第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等）

第三十二条 経済産業大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 認定管理統括事業者のうち前項の規定により指定された工場等（次条第一項及び第三十五条第一項において「第一種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（次条及び第三十四条第一項において「第一種認定管理統括事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。
二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量について

第十條第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第三十三條 第一種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等ごとに、第十一條第一項の政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（次項において「エネルギー管理者」という。）を選任しなければならない。ただし、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等のうち第十一條第一項第一号の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもののうち政令で定めるもの

二 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等

2 第一種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十四條 第一種認定管理統括事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定管理統括事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九條第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第一種指定管理統括事業者は、第九條第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

（第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等）
第三十五條 経済産業大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等のうち第一種管理統括エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて第十三條第一項の政令で定めるもの以上であるものを第一種管理統括エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 認定管理統括事業者のうち前項の規定により指定された工場等（第四項及び次条第一項において「第二種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（同条において「第二種認定管理統括事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ

一 事業を行わなくなつたとき。
二 第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十三條第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等における第七條第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十條第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第三十二條第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第三十六條 第二種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種管理統括エネルギー管理指定工場等ごとに、第九條第一項各号に掲げる者のうちから、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの

使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第二種認定管理統括事業者は、第九條第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第二種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

（中長期的な計画の作成）
第三十七條 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、認定管理統括事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。
（定期の報告）
第三十八條 認定管理統括事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使

用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、經濟産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 經濟産業大臣は、前項の經濟産業省令(エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(合理化計画に係る指示及び命令)

第三十九条 主務大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合に於ては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることが出来る。

2 主務大臣は、合理化計画が当該認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることが出来る。

3 主務大臣は、認定管理統括事業者が合理化計画を実施していないとき認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることが出来る。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた認定管理統括事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することが出来る。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた認定管理統括事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

第五款 管理関係事業者に係る措置
(第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)

第四十条 經濟産業大臣は、管理関係事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第四十三条第一項において「第一種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第四十二条第一項において「第一種管理関係事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることが出来る。

一 事業を行わなくなつたとき。
二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 經濟産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき認められるときも、同様とする。

4 經濟産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第四十一条 第一種管理関係事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等として、第十一条第一項の政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他經濟産業省令で定める業務を管理する者(次項において「エネルギー管理者」という。)を選任しなければならない。ただし、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち第十一条第一項第二号の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令で定めるもの
二 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等

2 第一種管理関係事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について經濟産業大臣に届け出なければならない。

第四十二条 第一種管理関係事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者(以下この条において「第一種指定管理関係事業者」という。)は、經濟産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監

視その他經濟産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。

2 第一種指定管理関係事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、經濟産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に經濟産業大臣又は指定講習機関が經濟産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定管理関係事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について經濟産業大臣に届け出なければならない。

第四十三条 經濟産業大臣は、管理関係事業者が設置している工場等のうち第一種管理関係エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて第十三条第一項の政令で定めるもの以上であるものを第一種管理関係エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次条第一項において「第二種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(同条において「第二種管理関係事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることが出来る。

一 事業を行わなくなつたとき。
二 第七条第二項の政令で定めるところにより

算定したエネルギーの年度の使用量について第十三条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第四十条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第四十四条 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種管理関係エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。

2 第二種管理関係事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図

るための講習を受けさせなければならない。
3 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第六款 雑則

(エネルギー管理者等の義務)
第四十五条 第十一条第一項、第二十二條第一項、第三十三條第一項及び第四十一條第一項に規定するエネルギー管理者(次項において単に「エネルギー管理者」という。)並びに第十二條第一項、第十四條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第四十二條第一項及び前条第一項に規定するエネルギー管理員(次項において単に「エネルギー管理員」という。)は、その職務を誠実に履行しなければならない。

2 第八条第一項、第十九條第一項及び第三十條第一項に規定するエネルギー管理統括者は、エネルギー管理者又はエネルギー管理員(次項において「エネルギー管理者等」という。)のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。
3 エネルギー管理者等が選任された工場等の従業員は、これらの者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(連携省エネルギー計画の認定)
第四十六条 工場等を設置している者は、他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(以下「連携省エネルギー措置」という。)に関する計画(以下「連携省エネルギー計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。
2 連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項

を記載しなければならない。

一 連携省エネルギー措置の目標
二 連携省エネルギー措置の内容及び実施期間
三 連携省エネルギー措置を行う者が設置している工場等(当該者が連鎖化事業者である場合にあつては当該者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業者に係る工場等を含み、当該者が認定管理統括事業者である場合に於てはその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合に於ては、当該者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業者に係る工場等を含む。))において当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したとされるエネルギーの量の算出の方法

3 経済産業大臣は、連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定め、これを公表するものとする。
4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。
二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。
(連携省エネルギー計画の変更等)
第四十七条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る連携省エネルギー計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け

出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る連携省エネルギー計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて連携省エネルギー措置を行つていないとき、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。
4 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)
第四十八条 第四十六條第一項の認定を受けた特定事業者に関する第十六條第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六條第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関して当該工場等において使用した」とされるエネルギーの量とする。

2 第四十六條第一項の認定を受けた特定連鎖化事業者に関する第二十七條第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六條第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用した」とされるエネルギーの量とする。

3 第四十六條第一項の認定を受けた認定管理統括事業者に関する第三十八條第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六條第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用した」とされるエネルギーの量とする。

3 第四十六條第一項の認定を受けた認定管理統括事業者に関する第三十八條第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六條第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用した」とされるエネルギーの量とする。

第四十九条 第四十六条第一項の認定を受けた者(特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者を除く)は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る連携省エネルギー措置に係るその設置している工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関して当該工場等において使用したエネルギーの量その他の連携省エネルギー措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならぬ。

(調査等)

第五十条 経済産業大臣は、工場等を設置している者が連携して行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進するために必要があると認めるときは、工場等を設置している者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(荷主に係る届出に関する規定の適用)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「新法」という。)第五百五条に規定する荷主に該当する者(この法律による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「旧法」という。)第五十八条に規定する荷主に該当するものを除く)については、新法第九十条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。

(準備行為)

第二条 新法第二十九条第一項、第四十六条第一

項、第一百十三条第一項、第一百七十七条第一項、第三百零一条第一項又は第三百零四条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、これらの規定の例により、その申請を行うことができる。

(指定講習機関の指定についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十三条第一項第一号、旧法第十八条第一項において読み替えて準用する旧法第十三条第一項第一号、旧法第十九条の二第二項において準用する旧法第十三条第一項第一号又は旧法第十九条の二第二項において準用する同条第一項において準用する旧法第十三条第一項第一号の指定を受けている指定講習機関に係る当該指定は、新法第九十条第一項第一号の指定とみなす。

(特定連鎖化事業者が設置している工場等の指定についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の二第二項において準用する旧法第七條の四第一項の規定により指定されている第一種エネルギー管理指定工場等は、新法第二十一条第一項の規定により指定された第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二第二項第四号イ(2)、第十二条の三第三項第四号及び第三十条第四項第一号中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「第二十号第一項」を「第八十条第一項」に改める。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正)

第十二条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第十五条第一項(同法第十九条の二第二項において準用する)を」第六十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第三十条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)に、「第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する)を」同法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第三百零一条第一項(同法第三百零六条第一項

第六十三条第一項)を「同法第一百一十一条第一項(同法第九十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第三百零一条第一項(同法第九十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第三百二十七条第一項(同法第三百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第三百三十二条第一項(同法第三百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は同法第四百四十一条第一項」に改め、「部分」の下に「(同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者、同法第十三条第二項に規定する認定管理統括荷主及び同法第十三条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。)」を加え、「次条」を「次項及び次条」に改め、「(以下「事業所管大臣」という。)」とあり、第二十七条第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十八条第一項、第三項及び第四項、第二十九条第四項、第三十二条第一項、第二項及び第五項、第六十三條第一項及び第二項並びに第六十五条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十九条第二項及び第三十二条第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十九条第三項中「関係事業所管大臣」を削り、「同法第十五条第一項(同法第十九条の二第二項において準用する)を」同法第六十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第三十条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項(同法第九十条の二第二項において準用する)を」エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第六十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。又は同法第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する）に、「同法第二十条第三項を」同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十條第三項」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に、「同法第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）」を「同法第三十条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百二十七條第一項（同法第二百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百三十二條第一項（同法第二百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四百一十一條第一項（同法第六十三條第一項を「同法第一百一十一條第一項（同法第六十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三條第一項（昭和五十四年法律第四十九号）第一百一十一條第一項（同法第九十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」又は同法第九十五條第一項（同法第九十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九條第二項に規定する認定管理統括事業者であつて同項第二号に規定する管理関係事業者のうち特定排出者を含むもの、同法第九十三條第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する管理関係荷主のうち特定排出者を含むもの又は同法第九十三條第二項に規定する認定管理統括貨客

輸送事業者であつて同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうち特定排出者を含むものから、同法第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十二条第三項、同法第九十五條第一項（同法第九十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百三十二條第一項（同法第二百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで、第六十三條及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に規定する主務大臣」と、同法第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第九十五條第一項（同法第九十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に規定する主務大臣」と、同法第九十三

二条第一項（同法第二百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三條及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

平成三十年六月十八日印刷

平成三十年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇